平成30年6定例会会議録

平成30年豊郷町議会6月定例会は、平成30年6月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	番	屮	局	蚁	辛
2	番	村	岸	善	_
3	番	高	橋		彰
4	番	前	田	広	幸
6	番	北	Ш	和	利
7	番	西	澤	博	_
8	番	鈴	木	勉	市
9	番	西	澤	清	正
1 0	番	佐人	木	康	雄
1 1	番	河	合		勇
1 2	番	今	村	恵美	€子

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長	伊	藤	定	勉
教	育				長	堤		清	司
総	<u> </u>	務	課	Į	長	北	Ш	貢	次
企	画	振	興	課	長	清	水	純-	一郎
税	<u> </u>	務	課	Į	長	西	Щ	逸	範
保	健	福	祉	課	長	岩	﨑	郁	子
医	療	保	険	課	長	西	Щ	喜作	史为
住	民	生	活	課	長	長名	川名	勝	就
会	計	徻	宇	理	者	馬	場	貞	子
人	権	政	策	課	長	小	JII	光	治
地	域	整	備	課	長	Щ	田	裕	樹
上	下	水	道	課	長	森	本	智	宏

 産業振興課長
 山田篤史

 教育股長
 神辺

 対合
 みず課長

 社会教育課長
 秋尾一義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 山 口 昌 和

 書
 和 久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

前田議長 皆さん、おはようございます。

6月定例会を再開いたします。

(午前8時56分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、 本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、佐々木康雄君、11番、河合 勇君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直に明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可を していない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならな いことになりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたし ます。

また、質問をする時間は1人30分ですので、議員の皆様はご協力をよろし くお願いいたします。

それでは、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤博-議員 おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

小中学校通学路における防犯カメラの設置についてお尋ねをいたします。

昨今、小中学校通学路において、誘拐や暴行事件、交通事故の報道を目にいたします。最近では、彦根署管轄における警察官による発砲事件や広島県の受刑者脱走、新潟県女児殺害などの事件が起こっております。いずれも逮捕されていますが、これらの対策の1つとして防犯カメラの設置があります。当然、防犯カメラを設置したからといって、100%安全が確保されるわけではありません。ひったくりや窃盗犯罪など、あらゆる面で抑止効果が高く、事件発生時の犯人検挙への活用が期待されており、また通学路や公園に設置することによって、子供を犯罪から守る効果も期待されるところであります。

そこで、通学路の死角をなくすために、町内小中学校の通学路を中心に、本町の関係施設に防犯カメラ設置促進を図り、またあわせて、企業や店舗に町の

補助事業により防犯カメラの設置の協力を求めてはどうかと考えておりますが、 見解を求めます。

最後に、小中学校や本町の関係施設及び民間企業、店舗等における防犯カメ ラの設置状況を事前に調べる必要があるかと思いますが、見解を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 おはようございます。

それでは、私の方から、西澤議員の小中学校通学路における防犯カメラの設置についてということで、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、防犯カメラの必要性につきましては、先日の警察官発砲事件の際、彦根警察署より防犯カメラ映像の提供依頼がございました。そのように、最近の犯罪状況を見ておりますと、今後、防犯カメラの必要性はさらに重要になってくると考えておるところでございまして、設置に向けての場所の検討はしていかなければならないと考えております。

また、民間の方々への協力依頼につきましても、必要になる箇所を精査した 中で、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、設置状況につきましては、詳細な調査につきましては困難な部分が あると思われることから、できる範囲での確認ということになると思っておる ところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤博-議員 それでは、再質問させていただきます。近年、子供が犠牲となった主な事件がございます。2004年11月には、奈良市の小学校1年の子供が行方不明になり、新聞販売店員の男が逮捕される件もありました。また、2005年11月には、同じく広島でも小学校1年生の7歳の子が殺害され、逮捕されている件もあります。2006年、2008年、2014年、2015年、2017年と、各年度ごとに、小学校の低学年の子供たちが犠牲となった、そういう悲しい事件が起こっております。その上で、本町に対して質問をさせていただきたいと思います。

平成30年の1月議会で、当時の総務課長の答弁がいろいろありました。また、平成27年の9月議会においても、高橋議員よりも、防犯カメラ等々の質問がございました。平成27年9月議会で質問されて以来、27年、28年、29年、30年と約3年間、4年近くたっております。その中において、当時の総

務課長は、内容等、現時点では変更はございませんと、3月の定例議会の一般 質問でそのような答弁をされております。また、個人情報の問題が生じること もあるということも答弁の中であります。しかし、防犯カメラの設置について は、必要性はあるのではないかということは認識は持っているということは聞 いております。

その上ですけども、今後引き続き研究をしてまいりたいという答弁がありました。それは、恐らく27年の高橋議員から中島議員の質問に対しての総合的な判断で、そのように答弁されたのではないかと思いますけども、今後引き続き研究してまいりたいということですが、その研究の結果はどうだったのか。研究されたのか、されていないのか、されたのであれば、どのような結果があったのか答弁を求めたいと、このように思います。まず、それ1点でございます。

そして、近隣の市町村では、現在のところ、そのような補助制度のことはないということを聞いております。しかし、近隣がなければ、本町もそのように対応しないのかというのもおかしな話かと。豊郷町が率先して、そのような独自の補助制度を設けてはどうかと私は思います。その点についても答弁を願いたいと思います。

多賀町におきましては、多賀町生活安全条例に基づいて施策を行っているということも聞いております。集落で希望があれば検討すると。現在では5集落の方に設置したということをお聞きしております。また、愛荘町におきましても、愛荘町立施設における防犯カメラの運用要領というのがあるそうです。それの件についても、近隣では、そういう条例等はないけども、そういうようなもんがあると。本町では、私の調べた限りではないのかなと。あれば、そういうようなものも必要ではないかと思うわけであります。

滋賀県におきましても、大津市では防犯カメラの設置事業支援制度というのが設けられております。これは、防犯カメラの設置事業補助金を平成26年4月1日から施行を行っているところでございます。また、草津市においても、そのような制度を設けております。

やはり、防犯カメラは必要であると私は思いますので、本町も防犯カメラの 設置及び運用に関するガイドラインというものを作成しながら、要綱とか条例 とか、そういうものをつくる必要があるのではないかと。

しかし、財源的に、どこの市町村も厳しい状況でございます。1年に全てやれというのではありませんけども、3年から5年の計画あたりで、今年度は何台、次に31年度はどれだけとか、そういうような方向でやれるように私は思

うんですけども、それについても答弁を求めたいと思います。

あともう1点ですけども、カメラが設置されているところは、中学校、町民体育館、スポーツ公園等ありますけども、されていない町関係施設がございます。豊栄のさと、豊郷駅前、また豊郷小学校旧校舎群、そこは、多くの方、町外の方、また他府県の方々が来ておられるので、万が一何か事故あった場合に、そういう防犯カメラ等が役目をするのではないのかなと私自身は思っています。

また、うちの本庁においても、玄関には防犯カメラは設置されておりません。 武道館にもありません。北部・南部浄水場にもございません。いきがい協働センターのとこにもございません。いろいろありますけども、観光で利用されている伊藤忠兵衛記念館とか、先人を偲ぶ館、豊会館、豊郷町商工会館、崇徳保育園などでは設置されてないように私は認識をしているところでございます。

そういうようなことを含めまして、やはり防犯カメラの設置は、子供たちの生命、また町民さんの、例えば、窃盗とか、汚い言葉で痴漢とか、そういうようなものがある場合、やはりそれなりの抑止力があるのではないかと。そういうようなことを考えますと、繰り返しではございますけども、防犯カメラの必要があると思います。

繰り返しではございますけども、27年に防犯カメラの設置の質問も出しておりますし、平成30年3月にも出しております。その点について、町民を代表する議員が一般質問の等で、町民の安全・安心を守るためにもそのような質問を出しておるのだから、やはり、この3年数カ月の間、一体町は何をしてたんかと、私自身は不思議でなりません。そんなことを思いましてお願いしたいと思います。

教育委員会の方に対しましても、やはり通学路の問題があります。やはり小中学校の子供たちが被害に遭わないように考えるにあたりまして、1つ、私から思いますのは、小学校、中学校の教職員とともに、児童生徒が通学路を一緒に歩きながら、ここは危険な箇所だと、ここは注意しなければならないなと、そういうきめ細かな教職員と子供たちの会話というか、そういう体験を1つの、子供たちの被害を未然に防止するにも、1つの方法かなと私自身は思います。そういうようなことで、子供とともに歩きながら、地域安全マップというのをつくってはどうかなと、私自身は思っております。

そういうようなことを考えまして、いろいろと要望を出しましたけども、そ の点について答弁を願いたいと思います。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、一般質問の27年、28年からの研究ということでございますけれど も、私が議事録等を拝見させていただいての思いといたしましては、やはり個 人情報という問題がございます。そういう部分で、個人情報をどういうふうな 取り扱いをしていくのかという中で、滋賀県警でガイドラインなり運営マニュ アル等の参考例を出していただいております。そういう部分について、まず、 どういう部分で設置が可能なのかと、設置後の運営をどのようにしていくのか というような精査をされていたというふうに認識をしておるところでございま して、先ほどからご指摘のとおり、事件の方が、最近特に多くなってまいりま した。そのような中で、先ほども申し上げました他のまちは、警察からの映像 提供依頼には速やかに出されたというようなことを聞いておりますし、そのと きに、まず、例でいいますと、警察から豊郷駅の映像提供依頼がございました が、その際、愛知川の駅舎等についてはすぐに提供していただいたとおっしゃ っておられました。以前にも、豊郷駅には防犯カメラがあったということでご ざいますので、そういう部分では、速やかにそういう重点となるような所の設 置については進めていき、またガイドライン、今までの過去の研究といいます か、過去から調べられていたガイドラインなり運営規定なりを参考にしながら 進めていきたい。

そういう部分では、今後、集落での設置に向けても、まずは町で設置をした中で、どのようなメリット、デメリットがあるのかというのを研究した上で、各集落にもおろしていけるのかということを研究していきたいなというふうに考えておるところでございます。

また、現在設置しておらない場所につきましても、おっしゃっていただきますように、犯罪の温床となるような所もございます。そういう部分については、 やはり抑止効果も含めて、何らかの方向性は持っていかなければならないということで、今後、関係課と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

通学路については教育委員会でよろしいですか。

以上でございます。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 改めましておはようございます。ただいまの西澤議員の再質問にお答えいた したいと思います。

ともに歩いて、子供たちと通学路の確認等の話がありましたけど、例年、学期の初めに、集団下校のときに、それぞれ字担任がありますので、子供たちと

ともに歩きながら、目的は3つあります。1つはこども110番のお家の確認、そして、2つ目が危険場所の確認、そして3つ目が、子供が離れていって、最後1人になる所の分岐点といいますか、そこから1人になるということの確認。私は、一番危ないのが、子供が2人から1人になったときがどれだけ歩くのか、そこが一番危険のリスクが高いと思っておりますので、課としてもそういうような指示を出して確認をしているところです。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 では、再々質問をさせていただきます。

今、総務課長の方から、個人情報等がありました。まさに個人情報で調べてみると、裁判のときに、個人情報がどうのこうのというのは、詳しくは知りませんけど、書いておりました。しかし、個人情報等々ありますけども、公道に対しましては、誰が写っているかというのは関係ないんやと。しかし、防犯カメラを設置することによって、民家の玄関等に写った場合はどうかなと、そういうのは聞いております。それはそれで調整できるのではないかなと私自身は思っております。

また、今の答弁の中で、何らかの方向性を示したいということでしたけど、何らかの方向性というのは、具体的にはどのようなことを言っておられるのか、私には理解できませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

あとまた、防犯カメラについてですけども、このカメラは、使ったことによって、今とはちょっと別の話になりますけども、認知症の方の徘回の早期発見とかいろんな役目を果たしているように聞いております。そういうようなことも含めて、やはり防犯カメラ設置等は必要でないかなと、私自身は思います。

やはり設置の目的というのは、事故の抑止とか事故の早期解決とか、行方不明者の捜索とか、そういうような点について設置目的というのがあるのではないかなと私自身は思うので、その点について考えていただきたいと思います。

大津市におかれましても、やはり補助金の要綱というのが、このように調べてくれはったらありますので、重々読んでいただいたらわかると思います。そういうようなことを議会といたしましても、地域の見守りの活動でシルバーの方、PTAの方、見守り隊の方々、また警察の方々には本当に感謝しておりまして、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。その上で、安全・安心の見守りのカメラの設置を契機として、豊郷町と彦根警察署が、防犯カメラの取り扱いに関しての規制する法律はありませんが、町として、厳格に条例

を規定しながら、豊郷町と彦根警察署の連携というか協定というのを結んでは どうかなと私自身は思うのであります。そういうようなことで、切に願うわけ であります。

今の教育長のお話で、下校のときに年度初めに、こども110番の確認、危険各所の確認、分岐点等々というのがありました。集団下校、登校の場合は、みんな集まって帰ります。しかし、下校する場合は、恐らく学年によってばらばらかなと思います。その点については、今の見守りの方々にお力をお借りしておりますので、その点はそれでよろしいと思いますけども、やはり、これからは、そういうあってはならないことが本町でもしあった場合には、やはり大変なことになりますので、その点、学校の方にも注意をしていただくように、PTAの方々にも、そのような形でお願いをしていただきたいと存じます。

その点について、今、何回か再質問のことを言いましたけども、それについ ての答弁をよろしくお願いをいたします。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは再々質問にお答えしたいと思います。

何らかの方向性と申し上げましたところにつきましては、現在のところ、ご 指摘のとおり、町の施設の中で重要な施設でもついていない所がある。そうい う部分について、どこからつけていくのか、またガイドライン、また運営規定 などにどういうふうに照らしていくのかという部分で、重要頻度のある所から どういう順番でつけていくか、先ほど、議員おっしゃっていただきましたよう に、一気にとは無理ならば年度ごとにとおっしゃっていただいたように、まず 重要な順位をつけまして、その部分からどういうふうにつけていくのか、また、 こんなこと言うとおかしいですけども、ダミーで抑止効果の所でいいと、そう いう部分の重要度をまず出していくのが、基本的な方針を出すということがま ずは一番目の作業だというふうに思っておりまして、その中でも、何度も申し 上げますが、メリット、デメリットを研究した上で、各集落にもこういう方向 性があるんだというようなことを思っておりますし、最近、業者の中から、自 動販売機を置いて、その収益で防犯カメラを設置するというような営業も出て きておるところでございますので、そういうところの利点なども使うと出費が かさまずに設置できるというような案も出ており、また、警備保障会社への委 託という部分も他の町では実施されているところもありますので、そういう部 分も参考にしながら、今後の本町での利点を探っていきたいという思いで述べ させていただいたところでございますし、今、おっしゃいましたような認知症

をはじめとする行方不明者の捜査につきましても、やはり今回の事件と一緒のようなことで、捜査には協力していっているものだというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 子供の安全につきましては、教職員をはじめ、また地域の皆様とともに、子供たちが安心して学習できるようにご協力いただくよう要請していきたいと思います。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 次の質問どうぞ、西澤さん。

西澤博-議員 続きまして、熱中症予防の取り組みと対策はということでお伺いをいたします。

夏が近づき、熱中症が心配な季節になってきました。近年各地で観測史上最高気温を記録するなど猛暑の日が多くなっております。毎年、熱中症で救急搬送されたり命を落とされたりしています。町民の命を守るために力を入れるべきだと思いますが、以下の点についてお伺いをいたします。

- 1、体温調整機能が未発達な子供たちを預かる学校・園における熱中症の予防策と発症時の対応は。
- 2、熱中症は条件次第では、誰もが発症する可能性がありますが、正しい予防法を知り、ふだんから気をつけることで防ぐことができると言われています。 町において、どのような熱中症予防の取り組みを行っているのか。
- 3、特に高齢者は、温度に対する感覚が弱くなるため、熱中症にかかりやすいと言われていますが、予防策はとっているのか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 皆さん、おはようございます。それでは、西澤博一議員の熱中症予防の取り 組みと対策はのご質問のうち、私の方からは、①の学校・園における熱中症の 要望策と発症時の対応についてをお答えさせていただきます。

最初に、学校・園での予防対策ですが、健康指導の中で子供たちの様子を確認するなど注意を払うとともに、水分補給を図り、外に出る場合は帽子をかぶるといった指導をしております。

また、ミストの散布、また室温が高くなり過ぎないようにクーラーでの温度

調整、中学校では補充用のお茶を沸かすなどの対応もしており、保育園などでは日よけのシートなどを使って日陰をつくるようにも取り組んでいます。

次に、発症した場合の対応ですけれども、子供の意識の状況を確認して、涼しい場所に移動させます。水分補給、この場合は塩分も含みますけれども、水分補給をするとともに、服装を楽な状態にさせて安静にさせるというような対応になります。

もし、意識の確認をさせていただく段階で救急車を呼ぶなどの病院への搬送 が必要と判断される状況でしたら、そうした対応もとらせていただくことにな ります。

また、保護者の方への連絡につきましても、即時対応するケース、また安静にさせてしばらく様子を見てということで、後ほど家庭に連絡するようなケースもありますが、いずれにしましても、子供さんの様子をお伝えして、家庭での看護を含め、体調に十分注意をしていただきたいというようなことの連絡とお願いをさせていただく対応をしております。

以上です。

医療保険課長 はい。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 皆さん、おはようございます。それでは、西澤博一議員の熱中症予防の取り 組みと対策はのご質問のうち、2番の熱中症予防の町としての取り組み、3番 の高齢者に対する予防策の取り組みについてお答えいたしたいと思います。

> まず、2番の熱中症予防の取り組みにつきましては、町広報紙による啓発を 実施し、広く住民の皆様に周知しているところでございます。また、③の高齢 者の方への予防策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、町広報紙 による周知のほか、地域包括支援センターの事業で、各字において実施する健 康づくり介護予防教室にて啓発パンフレットの配布、講座の方を実施している ところでございます。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤博-議員 それでは再質問させていただきます。近年、全国的に熱中症は、さっきもテレビ等々で出ております。平成26年では、全国で調べたところ、小学校が376校あったのが、平成28年度は450校に増えていると。また、中学校にしても、1,766校あったものが1,992校と増えている状況でございます。

その中で、今、神辺次長が言われたように、予防についての対策等々はわかりました。これはどこの施設でもそういうようなことはとっておられるやと思います。予防というのは一番大事なことやと思います。万が一、今の話ですけども、なった場合とかに、個々の職員、また学校の先生の職員が、その場に万が一出くわしたというか、あったときにどのような対応がとれるかということ。やはり個々の幼稚園の先生、保育園の先生、また小学校、中学校の先生が、そのときにどういうふうな対応をとれるか。そこら辺の職員の認識といいますか、どのように考えておられるのか、そこら辺についてはどうなのかなと私自身は思います。その点について、まず1点それであります。

クラブ活動もございます。町内のスポーツクラブなどもありますわね。部活の顧問の先生が、万が一そういうようなときに、予防は予防で、なってはならないことやさかい予防は大事なことで、万が一そういうようなことが起こった場合に、部活の顧問の先生が専門的な認識を持っておられるのかというのと、常にそういうような練習環境の中でも、子供たちの健康のチェックが必要ではないかと思います。

その中で、やはり、1つ提案なんですけども、予防対策の1つとして、うち の中学校、小学校は、私も調べてないのでわかりませんけども、大型の扇風機 があるのか、また夏場になると冷水器、水分補給するために、子供らは水筒で 持ってきておられるかもわからんけども、そういう冷水器を導入することも考 えておられるのか。また、各字でグラウンドゴルフをやっておられます。その 方々の熱中症に対して、字によっては、シャワーがあるとこ、購入されたらし いですけども、それは、そこの字の方々に聞いたら、字で買ったんやと。なん で、町の補助の関係では無理なんかと、同じするんやったら、頑張る自治区 の40万円か50万円かあれで買ってくださいと。何でもって、何か言うと、 私も前言われたことあるんですけど、これは、頑張る自治区の資金で購入して くださいと。頑張る自治区資金で購入せえと言われるんやったら、今の40万 円を、私自身思うんですけど、前の60万円に戻してもらえませんかというよ うなことも思っています。それはそれとして、そういう今の学校の先生、スポ ーツの教師のそういうこととか、少年野球ございますわね、野球、サッカーあ りますわね、そういうようなクラブの指導者が、万が一、そういうようなこと になったときに、速やかにそういう対応をできるのかということは、町として、 指導者の方々に一度講習なり、また何らかの形で、こういうような形になった 場合はこういうふうに対応してくださいよという勉強会とかいうか講習とかい うもんが必要ではないのかなと私は思うんです。

グラウンドゴルフにしても、うちの字もグラウンドゴルフやっておられます。 しかし、うちのグラウンドゴルフの中で、そのメンバーの中で、仮にそういう 熱中症になった方がおられたとした場合に、さあ、その中でどうやってこうや というのはなかなか対応は、しはるかもわからんけど、できないかもわからん。 それは、うちの字だけではない。ほかの四十九院にしても石畑にしても、そう いうグラウンドゴルフ場があるのやさかいに、そういうような方々のリーダー となる方々も、やはりそういうような講習、研修、勉強会等もやっていただい たらいいのかなと私はそのように思います。

なので、その件について、やっぱり町として、そういうマニュアルというか、 そういうようなものはあるのかな、そういうようなものがなければつくるし、 あれば、そういうようなものを各団体等にも、こういうようなものがあります よというようなことをお示しするべきではないかと思うんです。

今の西山課長の話でありますけども、周知、広報でお知らせをしてるとか、 あとパンフレットとかそういうようなもんで周知を図ってると言われるけども、 やはり、そこら辺はきめ細かく対応していただかなければならないかなと思い ます。

熱中症だけやないけども、とっさに何かあったときにも、これもこの間の3月議会の質問ではないんですけども、AEDも必要やないかと。そういう部活動、また少年野球、サッカー、剣道においても、身近なとこに、そういういろんな話やけど、AEDを置いとかんと、何かなったときに困るさかいに、熱中症にしても今のAEDにしても、身近なとこに、ベンチにでもそういうようなものを置く必要が、こういうのはしとかなあかんのかなと私自身は思いますので、その点について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 何点かありましたので、順次お答えさせていただきたいと思います。まず、1 点目の教職員の個々の認識はどうなのかということでありますが、近年、熱中症に対する意識というのは、教職員も大分上がってきております。それはいろいろなニュースを通じてでありますが、そんな中で、万一起こったらどうするのかというようなとこら辺は、各校の学校・園での職員会議でもって共通認識をして、例えば、こういう事態になったときはどのように対応するかというようなとこら辺の協議はされております。また、それに基づく、そのもとになるマニュアルでございますが、熱中症対策のマニュアルは各校にありますので、それでもって対応していただいているという状況であります。

ご心配の中学校の部活動につきましても、1人で指導するのではなく、あくまで複数で指導していく。万一事態が起こったときには、他の先生方の協力を得て速やかに対応するようにというように、日々、中学校の方では考えております。

また、スポ少はじめ、サッカー、それの指導者の方のそういった研修でありますが、スポーツ関係は、スポーツ指導者の研修会がありますので、そこでもって熱中症対策、例えば、常時水とか保冷剤を確保しておくとか、あるいは子供たちの様子を見て、練習あるいは試合を行っていくというようなとこら辺に重点を置いて講習会されていると聞いております。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 西澤博一議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほどもご指摘のありました周知につきましては、今後もホームページ等、イベントでの啓発も含めて、よりきめ細やかに対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、町独自のマニュアルにつきましては、現在のところ、作成はしておりませんが、環境省の方の熱中症環境保護マニュアルというマニュアルも環境省の方で作成されておりますので、それを踏まえて、今後も、町独自が必要なのかどうかも踏まえて、今後検討して、作成の必要があるのであれば、作成の方をしてまいりたいと考えております。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 西山課長、今の答弁でわかりました。とにかく、そういうこといろいろあるので、町民の方々にはきめ細かくしていただきたいと。マニュアルについても、環境省等ではあるけども、地域によって事情が異なる可能性もあるので、そこら辺は、やはり町は町の対応に対して、どのような状況で、どういうふうにしたらいいかということは、国の基本のもとに合わせて作成をしていただきたいと思います。これについての答弁を求めます。

今の教育長のお話ですけども、スポーツ少年団関係については講習等々はやってると。学校の中の教職員については、職員会議の中で、そういうような打ち合わせ等々をやっているというようなことはお聞きいたしました。

あってはならないことやけども、起こった場合にはどのように対応するかと

いうことは、常にそういう認識を学校の先生も持っていただきたいと。誰でも、いろんなこと、とっさのことがあると、どうしても慌てたり、今まで研修、講習で習うてきたことができない部分も多々あるようなことを聞いておりますので、そこら辺については、もう一度学校の方で対応をしていただきたいと。この点について、もう一度答弁をお願いいたします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 先ほどの子供の安全とあわせて、子供の生命を守る部分でもありますので、タイミングに合わせて、職員に子供の生命を守るためには、マニュアルに沿っても大事であるけども、冷静な判断をすることが大事かなということを思いますので、今、ご指摘のように、マニュアルがあっても、その場の雰囲気でもって教師自身があたふたしてしまうことが一番だめかと、また、他の子供たちに動揺を与えることもだめかと思いますので、冷静にマニュアルに沿って対応するように指導していきたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 西澤博一議員の再々質問にお答えしたいと思います。周知の方につきましては、先ほどからも申し上げておりますとおり、よりきめ細やかな周知を今後も徹底したいというふうに考えております。広報紙による周知だけではなく、全戸配布で、リーフレットを独自で作成して配布ができるかどうか、内部で一度検討して、今後、対応ができれば対応させていただきたいと考えております。

マニュアルにつきましても、先ほども申し上げましたとおり、独自のマニュアルが必要かどうかを再度検討させていただきまして、必要であれば作成し、7月の熱中症予防の強化月間中に配布できるようにさせていただきたいと思いますので、ご理解の方、よろしくお願いします。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん、次の質問どうぞ。

西澤博-議員 それでは、日栄小学校駐車場拡幅工事の早期着工をということで質問をします。

平成30年度主要施策の概要の中で、日栄小学校改修事業として、駐車場不足を解消するため駐車場を増設するとあるが、日栄小学校駐車場拡幅工事はいつから着工する予定なのか、学校関係、特にPTAの方々から、早期着工を望

む声が多いが、下記の点についてお尋ねします。

- 1、日栄小学校駐車場拡幅工事のスケジュールは。
- 2、日栄小学校駐車場拡幅工事の問題点はあるのか。
- 3、工事の工法について。
- 4、舗装工事も年度内に完了するのか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤博一議員の日栄小学校駐車場拡幅工事の早期着工をのご質問にお答えさせていただきます。

まず、拡幅工事はいつからかかる予定なのか、スケジュールをとのことですけれども、私どもも、早期に工事着工したいという思いはしております。しかし、駐車場の拡幅工事には、現在の用排水路のつけかえ工事が伴いますため、農繁期、水を必要とされる期間は工事を進めるにつきましてもさまざまな支障があることから、秋の刈り取りを終わられた後に工事にとりかかっていきたいという思いをしております。

なお、今年度当初予算では、当該工事は、砕石舗装の段階でとどめ、アスファルトの舗装工事については2期工事として行う予定としておりましたが、土壌改良を行うことで、舗装までを1つの工事として進めていきたいと考えましたので、今回の補正予算に関係する工事費、そして管理委託の経費増額をあわせてお願いしておるところであります。

補正予算がご承認いただけましたら、一般競争入札に向けて事務を進めていきたいと思っております。入札の後、契約についても、議会の方にお諮りをさせていただきまして、ご承認がいただければ、速やかに工事へと進めていきたいと考えております。

工期につきましては、舗装工事も含め、今年度中に完成をさせ、次年度からは整備された駐車場を利用していただけるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤博-議員 再質問します。質問を出したんですけども、この間、全員協議会でおおむね お話はお聞きしました。そのようにしていただきたいと存じております。

その中で、皆さんは理解されたかもわかりませんが、私はちょっとまだわからない点があるのでここでお聞きいたしますけども、一応、議員全員協議会の

中でこの資料を見たんですけども、ソーラー4基の予定であったがと書いてますけども、この駐車場の防犯灯というのかな、あれは4基、それちょっと読むと、100ボルト線引いたら、ソーラー発電やなく、線で引いてLEDにしたいというのがあったんやけど、広い場所やさかいに、どういうような形で電気を持ってきはるのか、私、ちょっとわかりませんので、そこら辺の答弁お願いしたいのと、やはり学校ですので、そのときに、そこには防犯カメラ等は設置されるのか、その点についてもお聞きしたいのと、あと9月議会に近いので、初日に議決をいただきたいというふうに聞いております。それはまさに、それの方が、学校も早くしてくれと、PTAの役員も、いつになったらできるのやと。運動会、相撲大会、行ってるけども、車とめるとこないさかいに、皆さん、歩いて、自転車等で来てやんのやけども、それも1つの方法やし、そういうようなことも考えたときに、一度明確な答弁をお願いしたいと思います。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤博一議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ソーラー4基の分です。ソーラーの分につきましては、当初は、周囲が農地ということから、余り照度の高くないもので、そして、あの場所が、電気を引っ張ってくる所がないと、最初の構想というか設計の段階では引っ張る所がなかったために、ソーラーによる街灯設置ということが挙げられました。

しかし、ここに来て、現在の日栄小学の駐車場、既に、皆さんが使っていただいている駐車場ですけども、そちらの方の街灯が漏電等の関係で、修繕をするにあたりましても、従来の形でするよりは、100ボルトの電気を引っ張ってきて、通常のLEDの街灯のような形に対応させてもらった方が、今後のメンテナンスの上でも、維持等の形でいいのではないかということから変更しようとしておりますので、線がそこまで電気が引けるのであれば、新しい駐車場につきましても、引き続き電気がとれるのではないかということで、わざわざソーラーの4基ではなくて、その100ボルトの街灯と同じ、今議員のおっしゃった防犯の意味もありますし、そういう形での設置はできないかということを検討しているということをこの間の全員協議会のときに説明させていただいたものです。

それとカメラにつきまして、今のところ、設置するとかしないとかというと ころはまだ判断しておりませんし、今後にまた検討させていただく部分かと思 います。

それと、早く議決をというふうに言っていただいているということで、もち

ろん先ほども申しましたように、私どもも早く工事がしたいという思いをして おりますので、決めていただける時期が少しでも早くなればさせていただきた いという思いをしております。

ただ、全員協議会のときにもお話しさせていただきましたが、この日程でいくと、一般競争入札で仮に業者さんが決まったときから議決いただくまでの間に、余りにも日数がない状態のときにどうするかなと。そのときには、一番早い9月の定例の初日をお願いするのかなということを言わせていただきました。

議員のおっしゃるように、日数がまだかなり余裕があるということでしたら、 そのように、またご無理をお願いしたいかと思いますので、よろしくお願いし ます。

以上です。

前田議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

前田議長 はい、中島君。

中島議員 皆さん、おはようございます。それでは一般質問に入らせていただきます。

町長、教育長にお伺いいします。小中学校における教育力向上について。平成30年3月議会において、「今後の教育行政の方向性を問う」として、外国語教育、プログラミング教育、放課後学習の実施について質問しましたが、新学習指導要領に向け、具体的な取り組みについて答弁を求めます。

1、近年、急速なグローバル化、IT化により、社会のあり方が大きく変化しています。子供たちが自ら課題を発見し解決する能力を身につけることが重要だと考えますが、具体的な施策を考えているのか。

2、プログラミング教育について、前回、遅れをとらないよう先進地に学んでいきたいとの答弁であったが、草津市では、Pepper社会貢献プログラムを活用して、プログラミング教育の推進を行っているが、当町においても、制度を利用する考えはないのか。

3、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果を受けて、本町においてどういった取り組みを行っていくのか。

4、放課後学習について、「とよっ子探検隊」や「さとっこふれあい教室」などの事業について、青少年育成町民会議に委託されているが、学校教育としての教育支援の取り組みを行う考えはあるのか、以上の点についてお答えをお願いします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの中島議員の小中学校における教育力の向上についてということで ご質問がありました。順番を追って答弁させていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

まず1点目の新学習指導要領の実施に向けて、どのように進めていくのか、また具体的な取り組みについてでありますが、今回の改訂では、前回までのいわゆる知識偏重から思考力、判断力、表現力の育成に重点を置くように明記されております。特に、新しい時代に必要となる資質、能力の育成と学習評価の充実が重点化されている中で、3月議会でもお話しさせていただきましたが、何ができるようになるのか、その中で何を学ぶのか、また、それをどのように学ぶのかがキーワードになっております。

議員ご指摘のように、予測不能な次世代では、自らが課題を発見し、また、 その課題を解決する力を身につけることが重要な内容であり、これは、日々の 授業に直結するものでもあります。

また、その力の育成には、授業改善の中で、特にアクティブラーニングと言われる主体的、対話的で深い学びが強調されています。

教育委員会といたしましては、現時点では、特別な施策としては考えておりませんが、各校・園での校内、園内研究や県教育委員会の研究指定を受けながら授業改善を通して自ら課題を発見し、解決する力を育むように努めているところです。

また、急速なグローバル化やIT化に伴う社会の変化に、豊郷町内の児童生徒が適切に対応することができるようにするには、まず指導者である教職員の資質向上が重要であると考え、滋賀県総合教育センター研修への積極的な参加、あるいは町単独で行っております教職員の5日間の県外研修で、先進地から学ぶ機会を設け、その研修成果を夏の教職員全員研修で報告し、研修の充実と資質向上に取りくんでいるところです。

2つ目のプログラミング教育の必要性の背景でありますが、近年、飛躍的に 進化した人口知能は、目的の中で処理を行う一方、人間はみずみずしい感性を 働かせながら、どのように社会や人生をよりよくしていくのかなどの目的を考 え出すことができ、その目的に応じた創造的な問題解決を行うことができるか などの強みを持っています。こうした人間の強みを伸ばしていくことは、学校 教育が長年目指してきたことでもあり、社会は産業の構造が変化し、成熟社会 に向かう中で、社会が求める人材像とも合致するものとなっています。

さて、このような背景をもとに、プログラミング教育を進めていくのですが、 県下では、ご承知のように草津市が、Pepper社会貢献プログラムの事業を受け 取り組んでおられます。しかし、まだ研究結果を検証するところまでは行って いないようです。

また、本町におきましても、この事業を受け推進していくには、専任のスタッフ等の配置も必要なことから、現時点では、Pepper社会貢献プログラム実施校が受け入れ可能であれば、視察研修を行いながら、徐々に進めていくことが現時点では有効かと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて3点目の平成29年度の全国学力学習状況結果でありますが、本町の結果としては、県と比べて若干差が見られます。全般的に気になるところは、算数の計算問題で、正確に計算する力や算数的な言葉を理解して指示に従って計算する力に課題が見られました。国語の漢字を文や文章の中の意味を捉えて適切な言葉で漢字を書くことも苦手な傾向がありました。また、問題の意図を正しく理解して解答することや文章問題の読み取りが不十分なところが見られました。

このため、授業ではペア学習やグループ学習を取り入れたり、振り返りの時間を設けたりしています。そして、自分の思考過程を見つめ直し、正しい答えを導き出す学習をしていますが、こういった学びを定着することが必要であると考えております。

また、基本的なところですが、原因の1つに挙げられるのに、児童生徒の質問に対する集中力と根気強く問題に取り組む忍耐力不足が起因していると捉えており、各校には、日々の授業だけでなく、教育活動全般でもって、問題に取り組む姿勢、態度等にも重点を置くように働きかけているところです。

そして、きめ細かな指導を徹底するように、各校に配置していただいている 町費講師や県配置の少人数指導加配教員による個別指導にも取り組んでいると ころです。

具体的な取り組みとしては、各校で、わが校の学ぶ力向上策を作成し、校内全教職員が共通理解のもとに、日々の教育活動に取り組んでいます。特徴的な例を挙げさせていただきますが、豊小では、朝15分間の基礎学力の定着、2つ目には毎水曜日の20分間のチャレンジタイムの設定、あるいは3つ目はわかるノートづくり、また、日栄小学校では、同じく15分間の基礎反復学習、2つ目には火木の昼休みのチャレンジタイムの設定、3つ目に漢字、算数検定です。

中学校ではできる、わかる授業、あるいは2つ目に基礎の時間としての10 分間の内容、3つ目に家庭学習の充実として、学年掛ける10分の習慣化、ま た4つ目に家庭との連携等です。

最後に、教育現場での放課後学習についてでありますが、これは、今年度より県の事業として、退職教職員の豊かな経験を活用した、学校教育支援活動事業が設けられております。この取り組みを今進めているところです。この事業は、主に放課後や土曜日、夏季休業中を利用して、補習の学習支援を行うものです。詳細は今後詰めていきますが、効果的な活用と効果を期待しているところです。

以上です。

中島議員 議長。

前田議長 はい、中島さん。

中島議員 まず1番目ですけど、必要性を感じているが特別な施策はとっていないというふうには私とったんですが、言われるように、自ら課題を発見し解決する能力というものを導き出すという形です。必要性を感じているんだけれども、特別な施策、考え方を持っていないと言われたんですけども、これからは必要性を感じておられるんだったら、今後の進め方を、仮に次回質問したときに答えられるようにしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

2番目ですが、Pepper社会貢献プログラミングですが、これは草津市が先行してやっておられますが、これもどのような形で、まだ見えていないと。でも見えていないところで、草津市は、ほかの自治体がそれに取り組んでいるというような姿勢というのが、何につけても、わが町はなんか感じられない。ほかがやってて成果が出るからやりますよではなく、率先してやって、いろんなところを学習してほかに発信していただきたいなというような感じで、そのような姿勢で取り組んでいただきたいです。

このPepper君に関しては、申し込みが2019年3月末までという形になっています。今、草津市は無料ですが、今のところレンタル料が1台2万円の36カ月で72万円。通常は5万5,000円ぐらいかかりますが、ということなんで、プログラミング教育を年間270分以上、45分を6回実施すればという形になっています。草津市では15校に設置している。これは一番最初にやっておられるんで無料です。お金がかからない時期もあったんで、今は経費かかりますけども、しっかりとよそに負けない、遅れとらないように、結果を見てからやるというのでは、そのように必ず結果が伴うかというたらそうでもないので、やるのはやっぱり人なんで、努力が必要やと思いますんで、しっかりと今後このようなことがあれば前向きに検討していただいて、今でも遅くないと思います。やっていただけるかどうか、いま一度。

全国学習学力状況の調査結果ですが、わが町は県内で少し下がるという感じでした。その分、いろいろな形で先生等が努力はされてるかとは思いますが、 足らない部分は何なのか、なぜ、このような結果が出るのかという分析はどの ようにされてるのかお聞きしたいと思います。

放課後子供学習ですが、「とよっ子探検隊」や「さとっこふれあい教室」とい うのは休日の事業になっていますんで、そのほかにどのようなことを考えてい るのか、再度質問したいと思います。よろしくお願いします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 中島議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。まず1点目のことにつきましては、次回、また質問するかということになりますので、次回までには進め方等をご提示させていただきたいと、こういうように思います。2番目のことにつきましては、プログラミング学習を実際的に、結果出てからじゃなくて、現時点でも積極的に取り組んでいけということでありますが、県の方といたしましては、今、28年度、29年度で、このプログラミング教育についての研究を積んできました。そして30年度、今年度初めて、実は県

の方でも研修会を設けております。しかし、その研修会もまだ半日であります。 その半日のうち、応募定数が30名ということで、非常にスローペースで県は 進めているところであります。議員ご指摘のように、結果を待っているんじゃ なくて、いいところをどんどん取り組んでいけというご指摘でありますが、草 津市さんの方は大学との連携とか、あるいは、これは企業との連携であります が、そうしたスタッフ的な充実もありますので、当教育委員会といたしまして

も今後の大きな課題かなというところを述べておきたいと思います。

3つ目の学力学習状況調査の中で足らないところはどうなのかというところでありますが、学力そのものについては一定分析が十分できてるんですけど、先ほど私が後半で述べさせていただきました、例えば、集中力とか根気力、そういった部分を今後どうして子供たちにつけていけるか、そこのところが大きな課題だなと。子供たちも、時間をかけてゆっくりしたペースでやっていけば、僕は解けるんじゃないかなと、読んだ時点で、最初の漢字を見て、算数でも、もういいわというようなとこら辺も多分にありますので、そういった部分では、学力は学習の方からつけていける。あるいは、先ほど言った根気とか集中力、そういった部分は学校教育全体を通じてつけていくべきで、特に強化していくべきであると、こういうように分析しております。

最後の放課後学習の件でありますが、中学校では、一番今課題になっている

のは、中学校3年生が夏休みに部活を終えた、それから進学、進路に向けて取り組むところのフォローが十分にできていないというところがありますので、 昨年度より、中学校の部活を終えた3年生を重点的に強化していこうというような取り組みで、今回の県に始まった事業も、そういった部分では、いち早く 手を挙げて取り組んでいるところでありますのでご理解いただけると思います。 以上です。

中島議員 議長。

前田議長 はい、中島さん。

中島議員 それでは再々質問です。全体的には、前向きに努力していただけるというような回答と受け取れましたけども、2番目のPepper君の関しては、基本的に、人と人との触れ合いというのはものすごく大事なことなんで、これは、当然のことなんですけど、近年、このようなグローバル化とかIT化が進んでいくと、機械とかロボットに触れるようなところが多くなってくると思います。そのような観点からでも、少しでも、そのようなことに触れ合えるような環境づくりをしてあげないと、社会に出てからなかなか対応しにくい場合もあるかと思いますんで、しっかりとそこら辺を踏まえて、将来的な点も踏まえて、教育委員会も、町としても考えていただきたいと思いますので、今後の展望について、もう答えはいいので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

前田議長 次の質問。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 町長にお聞きします。子ども食堂の県下の状況と今後の取り組みについて問う。地域の子供たちを支援するために、東京で始まった「子ども食堂」が、今では全国に広がり、滋賀県では、県社会福祉協議会が中心となって、「遊べる・学べる淡海子ども食堂」を積極的に推進し、現在、県下87カ所で開催され、小さな子供たちから幅広く小中学校、お年寄りたちも参加し、食事を囲みながら和やかな雰囲気が広がっている。この全国的な広がりを見せている子ども食堂について、本町の今後の取り組みについて答弁を求めます。

1、滋賀県社会福祉協議会のホームページを見ると、子ども食堂を開設していない市町は、豊郷町と多賀町の2町であるが、広報「とよさと」5月号に、 豊郷町も「豊かな郷子ども食堂」を4月からスタートとの記事がありました。 そこで、「豊かな郷子ども食堂」はどのような形で運用されているのか、また、 行政とのかかわりについてお聞きしたい。 2、今後、行政として、子ども食堂を開設する予定はあるのか、また、現在 実施している「豊かな郷子ども食堂」への支援について。

3、先進市では、子ども食堂で夕御飯のみではなく、朝御飯を提供するところやお年寄りの方や親御さんも一緒に来られるなど、地域の交流拠点としての機能も担い始めており、何よりも地域の居場所としての効果も出てくるものではないかと考えますが、子ども食堂について、本町の今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 皆さん、おはようございます。それでは、中島議員の子ども食堂の県下の状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、私の方から、一番目の「豊かな郷子ども食堂」の運用についてでございますが、今年3月27日から隣保館開放の日に合わせまして、豊郷町内のボランティアグループ「サクセス」が、隣保館に来た児童生徒を対象に実施をしているものでございます。

この事業につきましては、昨年の夏休みに、長期休暇中の子供の居場所づくりの一環として隣保館開放を週2回、半日程度実施をし、小学生を対象に実施しておりましたところです。その中で、隣保館の教室で実施している布草履サークルのメンバーから、この時期に子ども食堂ができないかというような提案がございまして、まず春休みに実施されたということでございます。

ご質問いただいております行政とのかかわりについてには、まず、滋賀県社会福祉協議会の遊べる・学べる淡海子ども食堂モデル事業助成金を利用いたしまして運営をしております。助成金の申請等の補助ならびに隣保館教室を無料開放した中でやっているところです。

なお、この助成金は、子ども食堂の食材費等の購入費、ならびにボランティ ア保険などに活用しているというふうに聞いております。

以上です。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、2番の今後、行政として、子ども食堂を開設する予定はあるか、 また、現在実施している「豊かな郷子ども食堂」への支援についてのご質問にお 答えいたします。

現在のところ、行政で開設しておられるところは、今現在ないと聞いております。今の段階においては、豊郷町において、開設は考えておりません。また、

現在のところ、「豊かな郷子ども食堂」への支援については、実施場所の情報 提供や広報のPRなどの協力はさせていただけるかと考えております。

3番の子ども食堂について、本町の今後の取り組みについて、行政主体では 考えておりませんが、実施の窓口であります滋賀県社会教育福祉協議会の協力 を得て、子ども食堂への情報提供を、町の社会福祉協議会との連携をとりなが ら、前向きに考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 まず1番目ですけど、「豊かな郷子ども食堂」県社協の補助金が初年度は20万円で、2年目、3年目が10万円という形になっています。ちょっと確認したいんですが、平成30年度で、その補助金が終了するようなことを聞いてますけど、それがまず事実かどうか。31年度以降、補助金がなくなった場合、どのような形で行政はかかわっていくのかどうかをちょっとお聞きしたい、まず1点目です。

2点目からですが、広報とよさとで、50名程度参加されて、そこに書いて たことが、「豊郷町は4月から豊かな郷子ども食堂をスタートしました」と書い てるんです。普通にそれを読めば、行政が主体となってスタートしたんじゃな いかというふうに僕は読み取れたんです。

ちょっと調べたところ、そうじゃないということがわかって、今後、そのような形で、これを継続していくとすれば、行政が何らかの形でかかわっていかないと、別に、主体となってやれといっているわけじゃないんで、今でもほかの団体の方が頑張ってやっておられると思うんですけど、そこにどういうふうに行政としてかかわっていくのかを聞いてるんです。別に保健福祉課さんがやってくださいと言ってるわけじゃないです。どのようにかかわっていくのか聞いているんです。

まず1点目の補助金がなくなった場合についてお答えください。

今、子ども食堂をやっておられますが、今、隣保館を開放されているという形ですけど、そのときの要は経費ですね、電気代とかガス代はどのようになっているか、無料開放とおっしゃっておられましたんで、多分、そこは取られてないかと思いますけど、そこをお答えいただきたいのと、昨年3月27日というようなお話がありましたが、隣保館を開放されて10日間くらいやっておられます。この中で、私がお聞きしている中では、延べ人数で500人から600人ぐらいの利用されてる方がおられると、子供たちがね。そこに何らかの形でつくってあげれば、子供たちが、延べ人数ですけど、五、六百人寄ってくると。

前回も50人程度寄ってきてると。子供が子供たちを呼んで来てるんだろうけど、これはやはり今、地域の拠点としてこれを活用して、行政もやっぱりしっかりとかかわっていくべきではないのかというふうに思います。

先ほども、町としては子ども食堂をすることを考えていない。子ども食堂をするとかしないとかじゃなくて、全国で広がっている話なんで、今やるとかやらないとかの議論じゃなくて、どういうふうにうまくやっていくかという議論をしないと、本当に遅れていきますよ、豊郷町。というところをもう一度ちゃんとお聞きしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 中島議員の再質問にお答えいたします。補助金がつかなくなったときの行政 の取り組みということでお答えさせていただきたいと思います。 30年度で、 この助成制度は終わると聞いております。今後、いろいろと考えていく中で、 県下行政は、今主体としてはやってはいないけれども、やらんとだめだ、やら なくてもいいという何も縛りもございません。そこら辺も行く行くは考えなが ら、町長ともいろいろ協議をしながら、子ども食堂について再度考えいかなければならないと。

そもそも子ども食堂というものは、本来、子供が寂しさやしんどさを抱える 子供たちを地域ぐるみで子供を大切にする取り組み、そもそもそこら辺から始 まった子ども食堂という意味合いがあるので、そこら辺も考えながら、再度検 討していく必要があるかなと考えております。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 中島議員のご質疑の中で、実態というか延べ人数600人という話がありましたけれども、私の方で把握をさせてもらっている人数につきましては、3月27日に実施いたしました最初の子ども食堂については、子供47人、スタッフ15人ということで62名、2回目の4月5日に実施いたしました子ども食堂については、子供49人、スタッフ17人ということで66名。それから、4月9日に3回目実施いたしました子ども食堂については、子供44人、スタッフ7人ということで51人が、この子ども食堂の方で参加していただいているというこ

それと経費につきましては、先ほど、おっしゃいましたように、調理室を無料開放いたしておりますので、一切いただいておりません。

以上です。

とでございます。

中島議員 議長。

前田議長中島さん。

中島議員 この話は去年もやってると思うんでね、去年も多分やってるはず。多分、そこら辺の10日間ぐらいで600人やと思います。

当初、子ども食堂の目的、東京で始まったんですけど、1人で食事をされる 方とか子供たちとか、言われるように、その子たちを地域で守っていくという ような形で、多分始められた、東京でね。当初はですよ。でも、今はそんな認 識じゃないのよ。もうちょっと勉強して、本当に。地域の拠点なんです、拠点。

そのような認識やから、多分、やるかやらないかはっきりできないし、正直 勉強してないような回答になるんじゃないの。

広報とよさと5月号で、4月からスタートしましたって書いてるじゃないですか。次回はないんですか、補助金がなくなったら。その後も考えての広報とよさとじゃないの。子供たちの拠点として、現場もやりたいと言ってるじゃないですか。しっかり現場の声聞いて、そこに参加される子供たちがいるんだったら、行政は前向きに考えるべきだと思いますけど、もう一度答弁お願いします。

伊藤町長 はい。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、1番中島議員さんの再々質問にお答えします。子ども食堂は全国的な広がりを持っておりますし、特に、これはボランティアの皆さん方の芽が開いてきたという状況でもございますし、金がなくなったらやめるって、そんなことはとてもやないとできないし、ただ、今現在、ちょっと資料収集してる中では、子供の貧困対策といって、国の支援のそういうような制度もあるということで、これ、十分研究しながら、また、どういうような補助制度があるのかも研究していきたいと。

それと、しっかりと、やはりボランティアの皆様方、そして、また、こういう状況の中で、子ども食堂が本当に子供たちの居場所づくり、そして、その中でしっかりと地域に根差した、要するに社会教育というか地域教育の芽が出てくればなと、このような思いでございますので、今後ともいろいろな面で、またご協力賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん、次の質問どうぞ。

中島議員 それでは、町長にお聞きいたします。効果的な情報発信について。豊郷町ではいろいろな魅力的な施策を実施していると思います。しかし、魅力的な施策

を町外、さらには県外には発信されていないように感じ、もったいなく感じています。そこで、豊郷町の情報発信について問います。

1、高校生までの医療費無料化や小中学校給食費の無償化は、若者世代への移住・定住に促進につながるいい施策であると考えています。その情報を若者世代への発信はどのように推進しているのか、また、昨年の中学生議会において、SNSの利用についての質問に、時代に合った広報をしたいが、インターネットを使わない世代にも情報提供を行いたい。また、マチイロアプリの導入をしたので、皆さん一人ひとりがSNS等で拡散をしてほしいと回答されていますが、移住・定住促進につながる発信、幅広い層への情報発信を目的とするためには、町公式でのSNSが必要であると考えますが、町公式SNSについて答弁を求めます。

2番、災害が発生した場合、災害情報の避難情報等の災害対応の情報発信の 手段とSNSを利用しているケースがあります。また不審者情報等の防犯情報 を広く発信することにも有効であると考えますが、豊郷町での専用SNSの利 用について。

3番、移住・定住促進のためのサイトを、町ホームページとは別に作成されている市町もありますが、豊郷町での作成計画についてお伺いいたします。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、1番、中島議員の効果的な情報発信についてについてお答えします。

まず1番の町公式SNSの開設についてですが、議員のおっしゃるように、 公式SNSが運用できればいいとは考えておりますが、ほかの市町村の状況を 見ておりますと、非常に強力なキラーコンテンツがあるとか炎上するような話 題があるとか、大きな広告費をかけてインフルエンサーを利用するとか、よほ ど毎日何回も投稿できるような体制と話題がなければ、埋没してしまい、効果 を発揮することが難しいように思います。

逆に、本町のように規模の小さなところでは、お母さんネットワークというような口コミの方が、効果が発揮できるのではないかというふうに考えております。

そのツールの1つとして、昨年の中学生議会でも申し上げましたマチイロアプリに加え、「マイ広報とよさと」というもう一つのアプリも導入させていただきました。無料で利用できますし、導入方法は町の広報にも掲載しておりますので、ぜひ皆さんがインフルエンサーと活躍していただいて、町の情報発信

にご協力いただければと考えています。

次に、2番の災害用SNSアカウントについてですが、災害情報や防犯情報等の発信につきましては、既に総合情報配信システムを平成24年度から導入しておりまして、現在439人の登録をいただいております。

また、特に、学校関係につきましては、それに加え、専用の配信システムを 運用しておりまして、学校ごとに保護者向けに情報発信を行っているところで、 防災無線も含め、必要と思われる情報を必要としている人に届ける体制が整っ ているというふうに考えております。

最後に3番の移住・定住促進のためのサイトにつきましては、現在、町独自のサイトはございませんが、県の移住ポータルサイト「滋賀ぐらし」というサイトに参加しておりまして、そちらに町の施策が掲載されておりますので、そのサイトから引き続き情報発信をしてまいりたいと考えております。

ただ、今現在、移住セミナー等で配布できる町独自のパンフレットの方の作成作業を行っておりますので、そのパンフレットの完成後の反応を見ながら、町独自のサイト構築の必要性も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上です。

中島議員 議長。

前田議長中島さん。

中島議員 それでは1番。現在19市町でSNSを利用してないのは、豊郷と多賀、甲 良、竜王、野洲だけなんですよ。ほかの市町は何らかの形でSNSをつくって いるという形です。

今言われたように、両方あってもいいんじゃないかと思うんやね。今やっておられるやつを進めながら、SNSで情報発信していくというような形をとられても、別にいいのかなと思います。

なぜかというと、観光協会とか商工会では、その施策的なものを発信できないじゃないですか。せっかくこんないい所が豊郷町にはあるのに、そこが発信できない。見せたい所は見えないという部分があるんじゃないかと思います。

近年はスマホの普及で、誰もがSNSでいろんな情報をとろうと思えばとれるし、発信しようと思えば発信できる。それも豊郷町だけでなく豊郷町外、下手したら世界中に発信できるわけですよ。そのような時代になっているのに、いろんな問題はあるかとしても、少しでも考えて、早くやろうとしたいというのが、私にはいま一つ理解できない。

企業でもそうだけど、いろんなものをいろんな形で発信して、自分とこの色

を幅広く知っていただくと。そのようなことをすれば、定住、移住とか、豊郷 町ってこんな町だったんだというところが、1人でも多くの人に知っていただ ければ、そのような考え方を持たれる方も、今後出てくるのではないかという ところなんです。

何が言いたいかというと、やらないよりやった方がいいんです、SNSとか発信というのは。今後考えますとかでなくて、多分、目標を持たれて、どれぐらいの時期からこのような形でわが町の魅力を発信していくような形をとられて、それに向けて進まれた方が早いんではないかというふうに考えるんです。

企画振興課なんで、物事を企画して振興されないと余り意味がないかと。一番行政では、僕からしたら、おもしろい課だと思ってるんだけど。

しっかりと情報を発信していただけるように、どこどこがやってないかとか やってるとか、先ほども話しましたけど、そんな問題じゃなくて、豊郷町はど うしたいのということを一度聞きたいんだけど。よそがやってるから、やって ないから、結果が見えてるから、見えてないからじゃなくて、先を進まないと、 よそを見ながら何かをしようなんていったら、何歩も遅れますよ。

しっかりと企画振興していただいて、今後進めてもらえるように検討してもらえるのかどうか、もう一度お聞きしたいです。

いろんな形で、彦根市さんとかいろんな所でやっておられますが、いろいろな所も、先ほどみたいに、あるものは利用して、新しくつくるものは新しくつくっていって、幾つあってもいいじゃないですか、こんなことは。そこで、いろんな問題が出てくるんだったら、その問題は何にぶつかるのか、そこを解決していきながら、一歩ずつ前に進んでいきたいと思いますが、そのような考え方はありますか。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、やらないよりやった方がいいということは当然私どもも承知しておりまして、もちろんフェイスブック、ツイッター、インスタグラム等につきましては、既にもう何年も前から、どうやったらできるのかというふうに実現に向けていろいろ検討もさせてもいただいておりました。ただ、先ほども申し上げましたように、本町として、体制の問題等なかなか難しいものがあると。逆に、ほとんど発信されないアカウントがある方が逆効果を生むんではないかというような理由から導入には至っておりません。

議員のおっしゃるとおり、よそがやってるからとかいうことではなく本町の

発信をしていきたいと考えまして、逆に言いますと、今ほど申し上げました広報とよさとのアプリにつきましては、滋賀県内では豊郷が唯一地域版というものをつくりまして、よその自治体がやってないということでやらしていただいております。これにつきましては、先日来新聞にも取り上げていただきまして、そういうことで、よそのやってないところで特色を出して町の魅力を発信していきたいという考えから、そういうものの導入をしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 再々質問に入ります。いろんなSNSをつくって、それが更新できなかったら、それの方が効果が出ないというか悪い影響を与えるんじゃないかというように聞こえたんですが、多分発想が逆で、どのようにするかを考えてから、このSNSをつくっていかないと、つくってしまえば、そういう考えを持っておられるんだったら、毎日発信されるようなことを考えていかないとだめなんで、発信する人がいないからつくりませんよというのは、ちょっと発想が逆のような気がするんだけど、僕は。

今後しっかり、先ほども課長言われたように、県下で初めてやったから新聞に取り上げられたというようなうれしい情報もあるわけなんで、どんどん新聞に取り上げてもらえるようにやっていただかないとだめなんで、遅いぐらいなんだけど、間違いなく、SNS、このツールというのは必要やから、今足踏みしてたらだめですよ。しっかり考えていただくように、今後考えていただけるか、もう一度お願いします。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えしたいと思います。企画振興課の毎日の業務で、いかにして新聞に取り上げてもらえるようなことができるかということは毎日考えながら、職員一同仕事をしておるところで、今後もそれに向かって、滋賀県で初めてとか、そういうのを目指して、いろいろ企画をしていきたいと考えております。

SNSにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、SNSにもはやり廃りがなかなかありますので、またツール等も考えながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

前田議長 ここで、暫時休憩といたします。

再開につきましては45分ということでお願いします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時46分 再開)

前田議長 それでは再開します。

次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは一般質問を行います。町長にお聞きします。災害時に備えた体制づくりについて再度問います。平成30年3月議会で、災害時に備えた体制づくりについて質問をいたしましたが、再度以下の点について答弁を求めます。

- 1、職員から出た意見の集約の報告を求めます。
- 2、本年度の防災訓練の訓練内容はどのような方法で行うのか。
- 3、避難所における備蓄物資はどのようになっているのか、また物資の搬送 はどのように行うのか。
- 4、職員災害時の初動マニュアル、避難所運営マニュアル、避難所勧告等判断、伝達マニュアルはできているが、職員への徹底はどのように行うのか。
- 5、要援護者、要配慮者に対して、具体的な支援体制はどのように行ってい くのか。
- 6、消防団と災害時の取り組み内容等について意見交換はされているのか、 以上について答弁を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の災害時に備えた体制づくりについて再度問うというご 質問にお答えしたいと思います。

まず1つ目の職員から出た意見の集約の件でございますが、現在、項目ごとにまとめたものを作成し終えたところでございまして、これを今後、役場内部で、今後の対応の参考とするべくまとめていく作業に取りかかる考えでございます。

2番目の本年度の防災訓練の訓練内容につきましては、まず基本的には、昨年度の訓練を踏襲するものと考えておりますが、今年度新たに風水害に対する訓練の可能性について、各区での訓練内容と照らし合わせながら検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、3番目の避難所における備蓄物資につきましては、防災倉庫よ

り職員が搬送しておるところでございます。

4番目の災害時の初動マニュアル、避難所運営マニュアルにつきましては、 防災マニュアルとして各課に1冊ずつ配布をしておるところでございますので、 今後も、再度重点的に熟読するように伝達をしたいというふうに考えておりま す。

そして6番目の件でございますけれども、消防団との災害時の取り組み内容についての意見交換はということでございますが、意見交換といたしましては、昨年度の台風時に、幹部の方との第一線でのいろいろな連携を取りながら進めたところでございまして、今後、職員の意見の集約をしたもので、今後の町としての対応をしていく中でも、また意見交換も必要であるというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、5番の要援護者、要配慮者に対して、具体的な支援対策はどのように行っていくのかという質問にお答えいたします。

要援護者、要配慮者に対して、具体的な支援対策につきましては、要援護者等を希望されている方は申請いただき、台帳に上げております。一度登録された方については、更新の申請をしていただくことになりますが、返事のない方には、希望された方々を外すということはできませんので、本当に必要な方、また、そこまではいかない方か、調査を進めているところです。調査の方法といたしましては、郵送で再度通知をし、返事のない方に対しては、こちらの方から電話をさせていただいて、以前と変更はないか等、可能な限り聞き取りをし、本人申請の手続を進めております。

現在、支援に基づく体制を整えているところでございます。よろしくお願い いたします。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは再質問をいたします。今、まだ報告はされていないということであるが、3月議会のときにも同じ答弁を、またこの6月議会でもされていると、いつになったらできるかということ、それがほんまにやっているのかやっていないのか、我々には全然伝わってこない。それをもっとやはりわかるようにしていただきたいと思います。ただ単に答弁で終わるやなしに、3月の議会のときにやって、また6月議会に同じような答弁をするというのは、ちょっと間違

っているんではないかなと私自身は思います。

それと、消防団の災害等のときに話はしているというような話でありましたが、例えば、今年度、防災士の資格取得補助金を各字に設けられたと思いますが、防災士とは一体どういうことなのか説明願いたいのと、どのような方法で防災士の資格がもらえるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、各課に分担された、いろいろこの課は物資の搬送とか、そういうのがあると思いますが、その課ごとに一体訓練をしているのか、職員間で、我々は何をしているのかわかっているのか、各課ごとに一遍答えを出していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと、防災訓練ですけども、いつも避難訓練をしておりますが、一時避難 所から拠点避難所への訓練等はされていないが、拠点避難所への訓練等も、や はりする必要があるんじゃないかと思います。

それと、いろいろと職員間では意見があると思いますが、例えば、管理職同士で責任の云々、誰が責任を持って指導するとか、管理職がいない場合には、一般職員が、誰が先頭になってそれを指示するとか、そういう意見等はないのかあったのか、あれば、そういうような話も出していただきたいと思います。

それと避難所への伝達方法はどのように行っているのか。

それと台風21号のときに、日栄小の方に避難されたと思いますが、その中で話を聞いていると、なかなか物資がなかったといいますか、何か食べ物がないのかという話が出ていたと思いますが、その物資を出すような食糧を出すときの判断とかいうのはどのように行うのか、それもお聞きしたいと思います。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の再質問にお答えしたいと思います。まず1点目、報告 の経緯でございますけれども、3月議会でもそういう話があったかと思うんで すけども、職員からの報告は上がってまいって、それをまとめたところでござ います。今後は、それを今後どういうふうに生かすかということをこれから総 務でまとめていくわけでございます。それをまとめた段階で報告し、後ほども また言いますけれども、管理職会なりで、こういうふうな部分については改善していくというふうな経緯を思っておるわけでございまして、今回は、職員か

らの意見は全て列記したものはまとめたということでございます。

続きまして、防災士の関係でございます。今年度の区長会において、各区の中で防災士として受講される方の募集をいたしました。まず、防災士というの

は何かということでございますけれども、民間の制度でございまして、自警団、 区の中と、また行政、消防団との連携をとり、地域でのリーダーとして頑張っ ていただける方を養っていくものだと思っております。

それで、防災士になった暁にはより一層の自覚を持って、災害時のリーダーとして活躍していただける方を発掘していきたいというものが当初の狙いだったというふうに思っておるところでございます。

そして、各課に分担しての訓練をしているのかという部分でございますけれども、先ほども申しましたように、各課には、防災マニュアル、防災計画を配付はしておるところでございますけれども、じゃあ、具体的に何をしていいのかということが実際、初動なことではわからなかった部分が、今回の台風のときに出たのではないか。あのときの現状を見ておりますと、ほぼ出動、出役した者については、それぞれの役割を十分に果たしたというふうには認識しておりますけれども、それを踏まえて、ああいう意見が、いろいろな意見が出ておりますが、そういう部分を今後の管理職会で、より一層自分たちのものにしていきたいというふうに思っております。

そして、4番目の防災訓練の一時避難所から拠点避難所への訓練につきましては、そのような形のものが、いきなり訓練よりも先に本来の姿として出てしまったところもございますが、今後、区長会等を踏まえて、それぞれ区長さんとの意見交換もしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

5番目の職員間の意見で、管理職の指示系統がきちっとできているのかということにつきましては、先ほどと繰り返しになりますけれども、今回の台風での職員の出動状況を見ておりましても、指示系統は、あの状況の中でよく守られていたなというか、運営ができたなという部分については、私は自負しておるところでございまして、今後は、その部分については、再度、管理職会のたびに確認をしていきたいと。また、その後の経緯につきましても、課長補佐、主査、主任に、それぞれの立場についても、より一層の認識を深めていきたいというふうに、今後も伝達していきたいというふうに思っております。

6番目の避難所への伝達方法でございますけれども、私も、その日、日栄小の避難所との往復をしておりました。その中で、携帯電話、また、それぞれの伝達方法について、逐一現場の流れというものは認識しておったようには感じておりますし、それぞれの保健師は保健師でするべきことはやっていたというふうに考えております。それぞれの立場、また地元の自警団の方々との連携も十分、私の中では、十分といいますか、連携はとれていたというふうに考えておるところでございます。

7番目の日栄小での食糧等の物資の判断でございます。それにつきましても、ある程度、先ほど、現場の状況も踏まえて指示を総括責任者の指示を仰ぎながら、今何が足らないかということなども十分把握はしておりましたけれども、その中で、動けるものをたくさん動いたというふうに思っておりますけども、足らない部分、時間的に遅い部分もあったというのも認識しております。それも、今後の課題として、今後一層、今後の計画づくりに役立てたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは再々質問をします。今、課長の方が申しましたように一生懸命やってもらうのは結構です。ただ、1つだけ聞かせていただきたいのは、各字から防災士の資格の取得に補助金を出しておりますが、それ、今、各自治会の方から、そういう申請があるのかないのか、それをまた聞かせていただきたいと思います。

ただ単に、防災士になるにはやはり何か試験があるそうですので、講習も何時間というやつを受けてせんならんということになっておりますし、それが各自治会の方に、こういうことをしなければ、防災士の資格はもらえませんというふうなことも説明されているのか。ただ単に、防災士になってもらいたい、補助金を出すさかいに防災士の講習を受けてくれという安易な気持ちでやられているのか。防災士とはほんまにどういうふうにすれば取れるのかということを行政の方が認識して、自治体の方に、そういう補助金出すさかいに行ってくれというのか、その点をしっかりと聞かせてほしいと思います。

それと、その防災士になるには、消防団員には特例があります。消防団員でも分団長以上何年経験した者は防災士のそういう特例が受けられるとか、そういうようなのがあるのも聞いておりますが、そういうことも承知の上で、行政の方は言っておられるのか。それで、団の方に、そういうことを説明して、何とか防災士に、取れるように消防団の方にも、やはり一番に働いているんではないかと私は思いますが、その点についてもお願いします。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えしたいと思います。この防災士制度というのは、 阪神大震災の教訓を踏まえ、それぞれの民間人の防災リーダーを養成するとい

う目的で創設された制度であるというふうに考えておりまして、議員おっしゃるように、2日間の講習の中で、12時間以上の講習を受け、最後に1時間程度の試験を受けるというふうな形になっておりますが、まず、この防災士、各自治会、各区への周知といたしましては、第1回の区長会で、このような防災士の講習があるので、希望者があれば参加するように、区の中で取りまとめをお願いしたというふうにお願いしたところでございまして、先ほども申しましたように、地域での防災リーダーの養成ということでありますと、万が一、試験に落ちても資格云々ということでもない、より一層の防災リーダーとしての目覚めを見出していただければ幸いかと思っておるところでございます。

近年の災害時におきましても、やはりリーダーの存在というのは重要な役目、 地域でのリーダーというのは重要な役目を果たすものだと考えておりますこと から、今後もさらに防災士の養成に対して周知をしていきたいということで、 現在のところ、申し込みの方はございません。

また、消防団との連携でございますけれども、広く住民の皆様、全体的に、まずは区長様にお知らせをしたところでございますので、消防団の中からでも、地域のリーダーとして活躍していただける方があれば、受講していただいてもいいのかなという思いはしますが、また、地域でのリーダー、また消防団との兼ね合いもございますんで、その点も、まず消防団の方々と連携またご協議をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

前田議長 次の質問どうぞ。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは、次の質問にまいりたいと思います。町長、教育長にお聞きします。

収入及び支出に関する処理方法について問います。先日、上下水道課より、 文書により、上下水道料金の過誤納の報告を受けました。また、業者への支払 い誤りがあったということを耳にいたしました。公金を扱う町職員として、会 計処理の適正化と確認体制を改めて見直し、今後二度とそのような過ちを起こ さないように努めていただきたいと思います。

そこで下記のことについて問います。

税及び税外収入の徴収方法及び平成29年度の未納額及び未納人数はどれだけか。

2、税及び税外収入における過誤納処理の方法と確認体制はどのようになっているのか。

3、補助金及び助成金、業者への支払い等における支払いに関する処理方法 と確認体制はどのようになっているのか、それもお答え願います。

以上です。

税務課長 はい、議長。

前田議長 西山税務課長。

総務課長 村岸議員の税の徴収方法及び平成29年度未納額及び未納人数についてお答 えいたします。

まず1番として、徴収方法ですが、税の未納について、納付期限納付を広報等にて周知し、口座振替による未納に再度通知を行い、再振替するなど、支払い忘れないように、定期的に未納通知または催告通知をし、早期の納付を促して、滞納縮減に努めております。

また、平成29年度未納額は、5,710万9,984円。未納人数については417人でございます。

2番目の税の過誤納処理の方法と確認体制についてお答えします。過誤納金の発生には、本来納めていただく税額よりも多く納めた場合と税額更正による過誤納金がございます。今回の過誤納については、更正によるもので、現在、課税されている税額に誤りが発生したことで更正し、過誤納金が生じた場合は、過誤納金の還付通知とともに、納付のあった日から支払いの決定日までの期間、特定基準割合により算出した金額を加算して還付することになります。

また、税額の確認方法についてですが、税の決定通知、課税通知等についての本年度の課税額を基幹系のシステムによりデータを抽出し、前年通知との金額を比較し、差異の大きい部分について等、計算過程等についてチェックし、各係の修復担当において確認作業を行っておるところでございます。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、村岸議員の収入及び支出に関する処理方法を問うのご質問のうち、1番と2番の医療保険課分についてお答えさせていただきます。

医療保険課につきましては、介護保険料と後期高齢者医療保険料でございますけれども、徴収方法につきましては、年金からの特別徴収及び年金特徴ができない方についての普通徴収というふうになっております。

介護保険料の平成29年度末の未納額につきましては、157万9,010円で、未納者数は35名となっております。

次に、後期高齢者医療保険料でございますが、平成29年度末の未納額につ

きましては5万6,401円、未納者数は9名となっております。

次に、過誤納処理の方法と確認体制でございますが、月次増等によりまして 調定額が減額となり過納となった場合、また二重納付による誤納が生じた場合 につきましては、過誤納者の方に過誤納通知書及び還付請求処理の方を行って おります。また、未納がある場合につきましては充当処理及び充当通知の方を 対象者の方に送付させていただいております。

確認方法につきましては、システム上生じた過誤納データを抽出した上で、 回議書により確認を行っているところでございます。

以上です。

上下水道課長 議長。

前田議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 まず初めに、当課での過誤納が発生したということで、全協でもご報告をさせていただきました。このことについては、今後、このようなことが起こらないように、危機管理を持って進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

それでは、村岸議員の収入及び支出に関する処理方法を問うのご質問にお答えいたします。ご質問であります、徴収方法、過誤納処理の方法、支払いに関する処理方法につきましては、豊郷町水道給水条例、同じく豊郷町下水道条例ならびに豊郷町水道事業会計規程、豊郷町下水道条例施行規則に基づき事務の処理を行うということになってはあります。

ご質問であります徴収方法につきましては、実務を申し上げますと、量水器の検針結果を料金徴収システムにハンディーからのデータを読み取って、前月の検針と今月の検針の差が約2倍以上に当たるといった場合につきましては異常検針として捉えております。その結果一覧表を作成した後に現地確認を行って、何が原因なのかということを特定するようにしております。なお、現地での原因が確認できない場合につきましては、使用者の方に対して当課の職員が電話連絡により確認をさせていただいているところでございます。

その後、調定原簿を作成の上、前月の調定原簿と発行月の調定原簿を3名体制でチェックして、先月と比べてどうかといったことを調べております。

そうした結果を受けて、納付書の発行、または口座振替による徴収を行って いるところであります。

また、水道事業における平成29年度末の未収額につきましては、1,193 万1,771円であり、未収件数につきましては247件であります。

平成29年度末の下水道使用料の未納額につきましては、1,240

万2,915円で、未納件数につきましては213件となっております。

次に、過誤納が発生した場合ですけども、過誤納となった原因を調査し、過誤納となった理由を使用者の方に説明した上で、豊郷町水道事業会計規程第21条及び下水道条例施行規則第9条の規定に基づき、当該過誤納金について調定更正による伝票を発行し、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付した上で決裁を受け、その旨を納入者に通知をしております。

最後のご質問でありますが、当課からの補助金及び助成金の制度自体はありませんが、水道事業に係る業者への支払いにおける処理方法は、豊郷町水道事業会計規程に基づき、支払いの原因となるべき契約その他の行為について、管理者の決裁を受けるとともに、債権者及び勘定科目ごとに調整をして、債権者の請求書、その他証拠となるべき書類を添えて、支払い伝票に基づいて口座振込により支払いをしてるところであります。

また、預金口座出納簿に記帳して、通帳と総勘定元帳内訳簿により確認をしてるところであります。

以上です。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、村岸議員のご質問にお答えいたします。当課で取り扱っております家賃等につきましては、それぞれシステムがございまして、口座振替と納付書

の直送等により徴収を行っているところでございます。

平成29年度末で、未納額については、公営住宅で3,066万811円、件数にしましては50件ということでございます。また、改良住宅におきましては784万3,174円、件数で31件ということでございます。

また、住宅新築資金につきましては、5,869万1,511円ということで、 未納件数については42件ということでございます。

過誤納の確認方法につきましては、先ほど言いましたように、システムの方で管理をしておりまして、口座振替の場合は明細書等で確認をしております。 その時点で過誤納が発生した場合には、充当なり還付なりを行っているところでございまして、また納付書での納入につきましては、収納消込を行った段階でチェックを行い、過誤納がないかということを確認して取り扱っているところです。

以上です。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 村岸議員のご質問にお答えさせていただきます。教育委員会関係では、徴収 方法としましては、口座振替による方法と金融機関やコンビニ、役場会計への 窓口の支払いという納入をお願いしております。

29年度の未納額につきましては、保育料は保育園、幼稚園合わせまして10件、70万7,350円。給食費につきましては、幼稚園、小学校、中学校合わせまして35件、103万7,741円という金額になるものと見込んでおります。

次に、過誤納付が生じた場合の処理方法としましてですけども、還付もしく は充当という形で対応させていただいております。

過誤納付の有無につきましては、毎月、収納システムでの確認を行いますと ともに、過誤納付ありました場合の対応についても、決済事務の過程で、関係 書類の確認を複数職員によって行っている状況です。

以上です。

会計管理者 議長。

前田議長 馬場会計管理者。

会計管理者 村岸議員の収入及び支出に関する処理方法を問うのうち、私からは③補助金 及び助成金、業者への支払い等における支払いに関する処理方法と確認体制はの ご質問にお答えさせていただきます。

> 支払いに関する処理方法につきましては、豊郷町財務規則第53条に基づき、 支出命令権者が法例、契約、その他の関係諸書類に基づいて調査をし、その内 容が適正であるか確認いたします。

> その確認体制につきましては、担当課職員及び管理職の決裁や金額の段階区 分により財政や町長の決裁を得まして、会計に送付されます。

> 会計では、会計職員により、金額の相違や契約方法、必要な書類の整備がされているかチェックしております。

村岸議員 はい。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは、再質問をいたします。今の金額を聞いていますと、町内では、多くの未納金が発生しております。それは課ごとにすれば小さくなるが、全体とすれば大きな金額になってくると思います。これは、各課だけでなしに、町全体で考えていかなければならない問題だと思いますのと、その未納者の中には、複数件、同じ人がいるんじゃないかと。例えば、水道なら水道、上水道なら上水道、下水道、合わせるとそういう金額になってくるやつもあると思いますし、

その中にはいろいろな滞納も含まれてくると思いますが、その滞納額が、町として最高額の方は幾らの金額があるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。町全体の滞納額ですね、1人の方が滞納しておられる額が、町としてどれぐらいの方がおられるのか。各課ごとやったらわかると思いますが、町全体でいくと、最高額でどれだけになるのか、それをお知らせ願いたいと思います。

それと、上下水道課では、現行のシステムから新システムになった時点で、 その過誤納がわかったということですが、今度新システムになれば、そういう ことは絶対起こらないという確信が持てるのか。それに対して、各課ごとの体 制も、確認体制はそれで今まで絶対大丈夫だったのかということをお聞かせ願 いたいと思います。

それと、今、振り込みが豊郷町会計管理者名で振り込まれているやつがあると思いますが、その会計管理者名で振り込まれる件数はどれだけあるのか。会計管理者名で誰々に振り込みますと、この業者に振り込んでいるのが会計管理者名というやつがあるんですが、それは何件分といいますか、それもお聞かせ願いたいと思います。

というのは、先日、3月26日に、我々の石畑の農業組合に、豊郷町会計管理者名で1万円が振り込まれておりました。たまたま農業組合ですので、引き継ぎをしなければならないために通帳の確認に行ったところ、それが振り込まれていたと。農業組合にもらえる事実がないのに振り込まれていたと。それで、農業組合なので、産業振興課が多分窓口だろうと思って産業振興課の方に行けば、知らないと。農業組合には振り込んでませんというので、いろいろと役場の職員に調べてもらったところ、学校給食のお金が間違って農業組合に入っていたというのがありました。

というのは、営農組合の方で、給食のお米を販売しておりますので、それが 誤って農業組合の方に最終的に振り込まれていたという形が判明したわけです が、その学校給食においても、各学校ごとに振り込まれていることも聞きまし た。豊郷小学校なら豊郷小学校から振り込んでいるか、日栄小学校なら日栄小 学校の方から振り込んでいるような、どこから振り込まれてきたんやわからな いということでした。これが農業組合であるので、引き継ぎをしなければなら ないために照らし合わせにいったわけですが、これが例えば、個人の口座に振 り込まれていれば、多分、確認にはなかなか行かないと思います。そういう問 題が過去にも多分あるんじゃないかと思われますが、絶対なかったわけですか。 それも一遍正確にお答え願いたいと思います。そのシステムはどのようになっ ているのかお願いしたいと思います。 それによって、会計管理者という名前やなくして、どこどこの課から振り込みましたというふうにされれば、もう少しわかるんじゃないかと思いますが、 その点もお願いします。

以上です。

上下水道課長議長。

前田議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、私からは、今後大丈夫かとのご質問についてお答えをいたします。

既に旧のシステムから新システムに移行というのはさせていただいております。そういった中で、予防策としまして、まず新システム側で、今回間違いが起こった入力箇所というところについて、入力できないようにする、または入力する際にはエラーメッセージとして、画面上で見てわかるような対策をということで、新システムのシステム会社に依頼をしてかえていただいたところでございます。そしてまた、人での確認といったところによりますと、これまで2名体制クロスチェックということで進めていたところなんですけども、やはり2名では見つからない部分も出てくるといったことを反省しまして、3名体制に切りかえたところでございます。

以上です。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 村岸議員のご質問にお答えさせていただきます。今ほど、3月26日の学校 給食の振り込みということを言っていただきましたので、そのことについて少し触れていただきないと思います。まず、この内容は私も見近知りました。

し触れさせていただきたいと思います。まず、この内容は私も最近知りました、 最近というのは5月になってから。そういう事実があったということで。その 原因というものが、どこの伝票だったかといいますと、愛里保育園の給食伝票 でした。で、通常、1万円のお米代の支払いするのに、それぞれの担当課が伝 票を起こします。どの課におきましても、課員が起こして、課長補佐、課長な りがずっと決裁をして、金額の大きいものについては財政等、町長までも回る 伝票も当然あるということはご承知のことかと思います。その中で、今の1万 円の金額については、課長決裁範囲でしたので、3月の時点では、園長決裁で いってしまった。園長決裁で伝票が動いてしまったということがありましたの で、今ほどご指摘いただきました農業組合と営農組合、そこの債権者の違いと いう部分の把握が、保育園の先生ではそこまで十分できなかったということか ら、チェックが十分きかなかったということを私も思いましたので、今現在の 改善方法としましては、愛里保育園の伝票につきましても、全ての伝票を教育 委員会の方に回すように今しております。そういう形でチェック体制を、中に は間違いがあってはいけませんが、出てくることもあるかもわかりませんけど、 改善方法としては、よりそういう形でのチェック体制を進めてるということで す。

それと愛里保育園、豊郷小学校、中学校のように、振込先の名前を上げると、 通帳に打たれると確かによくわかるところではあるんですけれども、豊郷町と しての支払いになってしまいますと、豊郷町のお金の出し入れについては会計 管理者ということになりますので、豊郷町として表示する場合は、そういう表 示しかなりませんように、愛里と最初から打たれておればよくわかるところな んですが、こういう形になるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

会計管理者 議長。

前田議長 馬場会計管理者。

会計管理者 出納事務を扱う者といたしまして、今回、議員がおっしゃるような不適切な 事務処理を起こしてしまい、請求者の方や誤って振り込みをしてしまった方に 対しましては、まことに申し訳なく思っております。

このことに対しまして、議員がおっしゃるように、石畑農業組合の方が産業振興課の方に問い合わせをされ、そこではわからないということで会計の方に問い合わせをされました。それにつきましては、速やかに、その日の午前のうちに、石畑営農組合さんの方に訪問いたしまして謝罪をいたしまして、誤って振り込みをさせていただきました石畑農業組合さんの方からお金を払い戻し、営農組合さんの方に入金をさせていただいたという次第でございます。

そのことにつきまして、本課といたしましては、今後、このようなことが起こらないためにも、私をはじめ、職員全員に対しまして、不適切な会計処理とならないように、関係課と連携するなどして取り組んでまいりたいと思います。また、先ほど、会計管理者名ではなく、各起案をした課、例えば、今の場合でしたら愛里保育園とか小学校名で振り込んで、振り込みの日にちが違うとかいうことで振り込みされた方につきましては、どこから入ってきたのかわからないということをご指摘されました。そのことにつきましては、振込通知書を振り込んだ日に送付することでお話をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 税務課といたしまして、村岸議員の再質問にお答えさせていただきます。

税の滞納額の最高額でございますが、延滞金を含めまして370万円でござ います。あと、税の税額の決定に関しまして、先ほど申しましたチェック体制 でございますけども、決定通知、課税通知等、本年度の課税額を基幹系のシス テムによりデータ抽出して、前年金額と比較しております。その大きい部分等 については、再計算、手計算なりをさせていただき、2人の担当によって確認 作業を行っているところではございます。

以上です。

村岸議員 はい。

前田議長 村岸さん。

村岸議員

それでは再々質問をさせていただきます。私は、何も会計管理者の名前を消 すじゃなしに、各課の名前も入れてくれということしか、会計管理者の方から 申しましたように、振込先には連絡が行っているというのを聞きました。確か にそれは振り込んでいただく、これを振り込みましたというのは、農業組合に、 各個人には行っておりますが、誤って違うとこに入れば、もらった方は何のお 金かわかりません。通知も来てませんので、通知さえわかれば、そんな心配な いんやけども、何もわからないお金が入ってきたら不思議と思いますやろ。個 人の家にもそういうような形で振り込まれた場合には、何のお金やわからんと。 初めて通帳の記帳に行って、あ、お金が入ってあるなとぐらいにしか思いませ ん。それをなくすために、私が言いたいのは、豊郷会計管理者、括弧書きでも いいので何やという印をつけてもらえればわかるんじゃないかと思います。こ ういうことができないのか、絶対無理なら無理、できるならできる、そういう 返答をいただきたい。絶対無理なら無理で結構です。それならそれで、また対 処の方法もあると思いますので、絶対無理か、できるのかできないのか、少し 言葉を足すだけです。会計管理者何々何々とか、米なら米、補助金なら、補助 金という形を出してもらえればええと思います。それができると思いますので、 それはお願いしたいと思います。

それができるかできんかいうやつを返答願いたいと思います。

それと、今、税務課長が申しましたように、370万円最高額というのは、 全てを足した金額がその金額として捉えさせてもろてええのか、その点も1つ 答弁願います。

以上です。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 村岸議員の再々質問にお答えします。先ほどお答えしました370万円、元 本が180万円でございます。その残りが延滞金ということになっております。 以上です。

村岸議員 1人で、全ての金額がそうなっておるのかということです。

税務課長 今、370万円と申し上げましたのは、税金のみでございますので、家賃等 入っていれば増えるかと思います。そこは把握しておりません。

会計管理者 議長。

前田議長 馬場会計管理者。

会計管理者 ただいまの村岸議員の再々質問にお答えさせていただきます。

通帳に記帳できる文字数というものに限りがございます。今入っているのも、 豊郷町会計管理者馬場という言葉全てが入っているということではなくて、入 る最大限の文字数というものがございます。それが、「豊郷町会計管」もしく は「管理」までで止まっていると思いますので、議員のおっしゃるように、申 しわけないんですけれども、例えば、今おっしゃるように米とか紙とか、そう いうものを書くことはできません。そのかわりといたしまして、振り込みをさ せていただきました業者につきましては、この請求書に対して、この金額を振 り込みさせていただきましたという通知はさせていただいておりますので、そ れでよろしくお願いいたします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 村岸議員の同じ人が複数件、全体で幾らになるのかというご質問でございますけれども、各課で納付誓約等を取らせていただいて、各課で把握してる金額につきましては、把握をしておりますけれども、それぞれの課独自、水道は水道、家賃は家賃、税は税という形でそれぞれ個別で把握しておりますので、それを合わせた金額というのは、町では把握できませんので、その辺だけお答えさせていただきます。

前田議長 次に鈴木さんの質問なんですけど、2番目の分については示されたいということで、これ、出てるんですけど、あと、最後の部分の提出を求めるというやつが、書類がないということで、それでよろしいですか。それとも、今はちょっと書類がないみたいなんで、昼からにさせてもらったらよろしいですが、どちらにしましょうか。提出ができてないということでしたので。提出を必ず、後でもええということなのか、今のところないということみたいですので。

鈴木議員 提出を求めてるわけですから。

前田議長 そしたら昼にさせてもらって、昼からやったら用意できますかね。 それでは、ちょっと暫時休憩させてもらって、昼からということで、ちょっと 早目に12時40分、よろしいですか。

暫時休憩で12時40分から再開ということでお願いします。

(午前11時38分 休憩)

(午後 0時40分 再開)

前田議長 それでは再開いたします。

次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 はい、議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 それでは一般質問をいたします。改良住宅境界線工事に係る追加工事の費用 負担がどうなったのか、町長に問います。

町長は、平成29年6月9日の改良住宅境界線工事に係る特別委員会において、四十何万何円かをなにがしか供託しようと思いますと答えられました。

そこで、1つ、四十何万円なにがしかは追加工事費用として理解をしていいのかどうか。2つ目、供託しようとした、その理由について説明を求めます。

2点目、平成30年度の職員体制について町長に問います。町民本位の行政 執行のためには、安定した職員の確保、職員のスキルアップ、自己研さんが必 要だと思いますが、1つ、平成30年度の職員数、正規、非正規別、嘱託、臨 時職員を課別に示されたい。

2つ、各課の事務分掌表を示されたい。

3つ、平成29年度職員採用試験の職種別応募者数、合格者数を示されたい。

3点目、バンガロー解体工事の経緯と跡利用について、町長ならびに教育長 に質問をいたします。

バンガロー解体工事について、次の点について回答を求めます。

1つ、請負金額が797万5,800円から892万5,120円に変更されていますが、その変更内容ならびに変更理由を明らかにしていただきたい。

2つ目、変更契約したことを議会に報告しなかったのはなぜか、その理由を 説明求めます。

3点目、跡利用についての現在の検討状況を明らかにしていただきたいと思います。

4点目、豊郷町防災体制の整備見直しについて求めます。町長に質問いたします。

昨年の台風21号の襲来は私たちに多くの教訓を残していますが、次の点に ついて見解を明らかにしていただきたいと思います。 1つ、災害が発生したときには、行政、町民が協働して対応することが重要だと思いますが、災害発生時の消防団本部、分団、自警団の連携体制、指揮系統がどうなっているのか、2つ、台風21号の襲来時に出動した自警団があったとお聞きしていますが、町の方で把握をされているのかどうか説明を求めます。

次に、県外も有効の周知徹底を、18歳までの医療費無料化について、町長に質問いたします。18歳までの医療費の無料化は、県外で受診した場合でも有効であることをまだお知りにならない町民の方がおられますので、その周知徹底を求めます。

次に、社会教育指導員1名の復活を求め、町長に質問をいたします。今年度、 社会教育指導員が1名減員になっていますが、その復活を求めます。

次に、再び、担い手確保強化支援事業補助金減額について、町長に質問いたします。

3月議会で、この問題について質疑をいたしましたが、不明な点が残されていますので、3点について明らかにしていただきたいと思います。

1つ、事業申請をした日はいつか。2つ、予算獲得のための協議は行ったのかどうか。3つ、審査結果の通知がいつあったのか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、再び「元気な高齢者育成応援事業」の検討のために、町長、教育長 に質問いたします。

3月議会で、「元気な高齢者育成応援事業 (仮称)」の創設を求めましたところ、町長の方から、第5次総合計画の中でどのように生かしていけるか議論をしていきたいと答弁がありました。そこで、その議論を進めるために、次の点について資料の提出を求めます。

まず1つ、地元産野菜の種類、耕作面積、耕作者数、年間収穫量等。

2つ、アザックが把握している各種スポーツサークルの種類、会員数、う ち60歳以上の会員数等。

3つ、介護保険の保険者数、利用状況、利用者数、被利用者等であります。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの一般質問についてお答えいたします。

供託しようとした理由は何かということでございます。この件につきましては、2年間にわたり、議員の皆さん方には大変ご迷惑をかけ、そして、また不信感を与えたこと、再度ここでおわびを申し上げます。

昨年6月9日の特別委員会で、町としての責任をどう考えているかの質問が 出されました。そこで、私としては、不適切な費用が行ったとなれば、町に返 還する意思があるとの思いで、供託しようとお答えさせていただいたわけであ ります。

以上でございます。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の一般質問の1番目の改良住宅境界線工事に係る追加工事について、四十何万円は追加工事費用と認識しているのかとのご質問にお答えいたします。まず、平成28年12月議会の議員全員協議会で、境界線工事の変更契約についてご質問があった際に、今回の境界線の変更に伴う工事費用については50万円弱とお答えいたしましたので、議員、ご指摘のとおり四十何万円ということになりますが、町としては、この費用につきましては、追加工事と考えております。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質問、私の方からは、平成30年度の職員体制を問うと、豊郷町防災体制の整備見直しを求めるという2問についてお答えをさせていただきます。

まず、平成30年度の職員数等の人数でございますけれども、課別につきましては、先ほど、機構図をお示しさせていただきました。よろしくお願いいたします。トータルで申し上げます。職員数183名でございまして、正規職員が96名、臨時職員が58名、嘱託職員が29名となっておるところでございます。

そして、29年度職員採用試験の職種別応募者、行政職が26名応募がございまして、合格者が4名、保健師は1名の応募がございまして、合格者が1名、保育士、幼稚園教諭が5名の応募がございまして、合格者は2名でございます。最後に調理師は2名の応募がございまして、1名の合格者となっておるところでございます。

続きまして、防災体制の整備見直しを求めるのご質問についてお答えをした いと思います。

災害発生時の消防団、本団、分団、自警団等の連携体制、指揮系統の件でご ざいますけれども、まず、昨年の台風21号の状況から見ますと、消防団幹部 の方々を招集させていただき、本部にて連携をとりながら進めたところでございます。ただ、自警団の皆様には、それぞれの地元字での活動を中心に行っていただいたというところであると認識をしております。

そして、台風21号時の各字自警団の活動状況につきましては、各字区長様のご指示のもと活動されておられると認識しており、一部確認させていただいたところでは、地元で公民館等に詰め、見回り活動をしていただいておったところもございますし、また、避難所での役場職員との連携を行っていただき、座布団等の運搬についてもご協力を願ったというところは確認をしていたところでございます。

以上でございます。

社会教育課長議長。

前田議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員のバンガロー解体工事の経緯と跡利用を問うのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、請負金額の変更についてですが、増額の大きな理由といたしましては、解体作業で発生しました木材、こちらの方は樹木を含みます、や、コンクリートがら等の廃材料が増加したことによるものであります。それに伴いまして、撤去材運搬費及び処分費がそれぞれ増加したものに伴うものであります。

また、実際には、クレーンでの搬出作業はしておりませんでしたが、クレーンでの搬出を前提に既に進められておりました作業がありましたので、その経費が増えたことも増となっております。

次に、2点目の議会への報告がなかったことについてですが、豊栄のさと駐車場拡張工事をあわせまして、議員の皆様には、大変ご心配をおかけしておりました工事でありますので、5,000万円以下の工事ですけれども、報告をさせていただくべきでしたが、報告できておらず、大変申しわけございませんでした。

この工事につきましては、3月26日開催の臨時議会に臨ませていただいた時点では、出来高が提出されておらず、契約の変更についても、しっかりとした金額はまだ不明でありましたので、その時点での報告ができておりませんでした。まことに申し訳ございませんでした。

次に、跡地利用についてですが、平成27年4月の広報紙において、町民へのアンケート結果をもとに、老朽化したバンガロー等を撤去して、多目的に利用できる広場にする旨の報告をしております。この報告を基本として、今後の

跡利用を進めていきたいと考えております。内容によっては、大きな費用が伴 うこともありますので、トータル的に考え、将来多くの方に利用していただけ るような施設になるよう、引き続き検討を重ねていきたいと思っております。

次に、再び「元気な高齢者育成応援事業」の検討のためにのご質問のうち、 私の方からは、2番目のアザックが把握している各種スポーツサークルの種類、 会員数についてお答えをさせていただきます。

アザックの方に確認させていただいたところ、豊郷町体育協会に4つのスポーツ少年団があります。また、体育協会主催のうんどう教室では、今年度28名参加中25名が60歳以上の方でした。

次に、アザックのサークルですが、こちらは5月31日現在でお答えさせていただきます。筋力トレーニングサークル30名中20名、よさこいソーランサークル18名中2名、ヨガ教室19名中5名、ウォーキングサークル40名中35名、卓球サークル34名中18名、テニスサークル25名中5名、バドミントンサークル11名中回答がございません。スポレックサークル7名中7名、ビーチボールサークル19名中2名、野球、ソフトサークル8名中回答はありませんでした。

以上でございます。

保健福祉課長はい。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の県外も有効の周知徹底を、18歳までの医療費無料化についての ご質問にお答えいたします。

県外の医療機関を受診された場合の手続の方法等、町の広報紙に掲載しております。県外では、受給券が使用できないため、一旦、保険診療自己負担分をお支払いいただきまして、その後に、自己負担分の償還払いの手続、月単位を行ってもらうことになっております。よろしくお願いいたします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、社会教育指導員1名の復活を求めるという一般質問にお答えいた します。

社会教育指導員の1名の復活につきましては、今まで2名在席しておりましたが、今年度から1名減になっております。隣保館では、町民の皆さんのご要望にお応えして、さまざまな事業を実施しておりますが、今年度から1名になったことから、限られた人員の中で事業の内容を精査する中で、無駄のないカリキュラムを組むなどして、事業を減らさないよう精一杯努力しているところ

でございます。

しかし、今までの事業に加えて、本年度から新規事業なども実施している中で、事業実施状況などを踏まえて、支障がないかを十分検証してまいりたいと考えております。

また、夏休みには、隣保館開放、防災体験学習、夏休み工作教室、わくわく 教室など、盛りだくさんの事業を予定しておりますので、今後、事業実施が困 難な状況になった場合には、再度検討していきたいと思っております。

以上です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方から、再び担い手確保強化支援事業補助金減額を問うについてお答え いたします。

①の事業申請をした日はいつかというご質問ですが、平成30年1月22日です。

②の予算獲得のための協議はしたのかというご質問ですが、この補助事業につきましては、経営体からの要望時に本事業により導入した農機具での、どのような取り組みができるかなどを協議し、要望申請をしたところでございます。その要望に対しての不採択の結果が出てからの協議はしておりません。

③の審査結果の通知はいつあったのかというご質問ですが、本事業の予算配分の通知があったのが、平成30年2月26日です。

続いて、再び「元気な高齢者育成応援事業」の検討のためにの①のご質問についてお答えいたします。

①の地元産野菜の種類、工作面積、耕作者数、年間収穫量等についてですが、種類につきましては、トマト、キュウリ、カボチャなど19種類あります。耕作面積については約7万5,000平米でございます。耕作者数につきましては、合わせて77名、年間収穫量については、全種類の収穫量を合わせまして約160トンでございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再び「元気な高齢者育成応援事業」の検討のためにの 一般質問のうち③の方をお答えさせていただきます。

③の介護保険の保険者数、利用状況等のお尋ねについてでございますが、平成30年4月末現在の被保険者数につきましては1,906名で、要介護認定者

数については380名でございます。

直近のサービス利用者数につきましては、平成30年2月分の形になるんですが、323名で、未利用者数については57名でございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 順番にお願いいたします。まず、改良住宅の件ですが、この再質問に先立ちまして、今回の質問事項の多くを組織といいますか、町のガバナンスとコンプライアンスの問題をどうするかと、そういう観点で質問を行っているということをまず申し上げておきたいと思います。

改良住宅ですが、改良住宅境界線43万円は追加工事だということで回答がありました。改良住宅境界線工事をめぐる問題については、念のため、人権政策課に確認をいたしましたところ、当事者の4名の方については、それぞれ合意納得をされ、処理が終わっているということでありました。

そうしますと、残されてる問題は、業者に支払った、先ほどあった、いわゆる追加工事43万円の負担をどうするのかという問題であります。町長が特別委員会で、町長の責任をどうするのかと問われたので、供託をしたいと述べたというふうに先ほど回答がありました。

そういう回答がありましたので、昨年の9月議会で、供託をされたのかどうかと私質問をいたしましが、法務局に相談にいったところ、供託はできないということであったという回答であったと思います。

その後、この問題が取り上げられることもなく、いまだ解決をしておりません。私は、一日も早く、この問題に終止符を打つべきだと考えます。

そこで、この追加工事である43万円分、何らかの形で、実質的な供託が主体的に実現すれば、この問題の解決になるのではないかと思いますが、今、何か具体的な方策を考えておられるのかどうか、回答を求めたいと思います。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

これは以前から特別委員会でもお話しさせていただいて、我々行政のとった 道はどうだということで弁護士さんとも相談させていただきました。これは仕 事の経過の中で、それぞれが善意でやったことが、そして、関係4名の皆さん 方にご了解いただいたということで、我々は、これは仕事の中で、いろいろな 思い込み等はありますけれども、それぞれ担当課の職員が最善を尽くしてやっ た結果がこういう形になった思いで、ずっと委員会にも臨ませていただきましたが、ただ、スムーズにいけば、はっきり言えば、これは必要なかったということにはなりますけども、しかしながら、それぞれ4人の関係者の皆さん方の思いもある中でこういう形になったということで、我々は普通の仕事の一環という形で考えて、今でもおります。

ただ、それが不必要な費用だとなれば、そういうような判断が下されれば、いつでも、そのようなものは、私は町としての責任を持って、それは対応させていただくという気持ちにはいまだ変わりはございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 この問題については、これまでさまざまな経過がありましたので、今、これまでの経過を取り上げるということではありません。そういうふうに私も思いません。

ただ、先ほど申し上げましたように、組織のガバナンスで重要なことは、テレビで専門家が次のように指摘をされていました。ガバナンスで一番重要なことは、その組織のトップが、組織の最高責任者であるという立場を自覚し、主体的に問題解決に当たることがまず第一であるというのが、テレビの特集で報道されていました。その意味では、この問題の解決のために、町長の主体的、自覚的な対処を求めますが、再度答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、再々質問にお答えいたします。先ほどから申しましているとおり、本当に、これが不必要な、要するにミスで起こったことを、ただ、私は部下には押しつけません。そのときは、私はしっかり自分で責任は負わせていただくということであります。

それぞれ職員が責任持って作業する場合には、いろいろな行き違い、経過で若干の間違いというのは必ずあるもんです。それが過失によるものと故意によるものによって、そこで判断が狂ってくると思います。

そういったことの中で、日々、一生懸命仕事に励んでいてくれる。ただ、それが先ほども申したように、本当にそれが瑕疵があるとなれば、それは、私、いつでも責任はとらさせていただくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 次は、職員体制の問題ですが、資料をいただいておりますので、ありがとう ございました。

まず、先ほども回答がありましたが、職員総数183名のうち、正規職員が96名ですから、ほぼ半分ですね。やはり、私は、先ほども質問にも書きましたが、安定した職員の確保、安定した行政執行のためには、やはりここのところのまずは正規職員をきちっと確保していくということが、町民のためにも一番大切なことではないかというふうに考えます。

そこで、まず1点は、職員定数云々のという回答はいつもあるわけですが、 順次、この正規職員の増加をしていくという対応をぜひ求めますが、回答をお 願いいたします。

2つ目は、社会教育課長が現在おられるんですが、この問題について質問いたします。

社会教育課長は、一昨年の10月に、当時の社会教育課長が突然退職をされ、 約半年間空席でありました。私は、2017年12月議会で、社会教育課長を どうするのか、早急に設置すべきだと質問いたしましたが、教育長は、置かな いと答えられました。昨年度は、社会教育課長が設置をされたわけですが、率 直に言いまして、さまざまな問題が惹起されたことは周知のとおりであります。

そして、今年度になると、今度は社会教育課長が2人置かれています。このような一連の経過を見ますと、いかにも、当時、申し上げられましたが、私は、社会教育の位置づけが、教育委員会の中で非常に軽んじられているのではないかと。実情から見てそう思います。

まず、教育長にお伺いいたしますが、社会教育課を、社会教育そのものをど うお考えになっているのか、基本的なお考えを求めます。

それから、社会教育課長を2人にされた理由についても説明を求めます。

次に、職員の退職のあり方について町長に説明を求めます。私もおかげで、 今年で、元気で議員生活11年目を迎えられましたが、これまで、定年退職された職員の方、ほぼ3月議会の最終日に、慣例的にといいますか、退職のご挨拶を議会でいただいていたと思いますが、今年はそれがありませんでしたので、 正直言いまして、あれと思ったのは私だけかもわかりません。

そこで、これまで退職者の挨拶が、そう言えば、どういう形で行われてきたのか私も知りませんでした。例えば、本人から町長に申し入れをされ、町長が議長に申し入れをされ挨拶をされていたのかどうか、そういう慣例になっていたのかどうかわからないのですが、どういうふうになっていたのか説明をお願

いしたいと思います。

最後に、さっきの一般会計の補正予算の質疑で、職員の中で、新たに週3回の臨時職員を採用したとの答弁がありましたが、「新たに」というのは、新年度に入ってからの採用だというふうに理解をしていいのかどうか、答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再質問にお答えします。正規職員の確保ということでございます。これは、言うてますように、定員がきちっと今まで決まっていた。しかしながら、最近はやはりいろいろ仕事が増えてきて、やっぱりそれが大分緩んできております。そういった中で、正職員の増員は、今現在やっているところでもございます。

ただ、本会議でもございました、要するに、年度職員というか、採用職員についての問題がやっぱり32年度から出てきます。いかにして、今、臨時職員、そして嘱託職員、いろいろな状況の中で賃金の差がございます。そういう中が、やっぱり今の働き方改革にも関係してくるのかわかりませんけれども、今、国の方では、同一の仕事では同一賃金というようなことも言われておりますけれども、そういったこともしっかり踏まえながら、32年に向けて対応していかんならんと思います。そういった面でご理解のほどお願いしたいと思います。

それと、社会教育課長の今年度の2名いるという話でございます。人事異動のときには、実際、診断書のいつだという期間が切られていませんでした。だから、いつ復帰されるかわからない状況の中で、やはり社会教育課長は設置しないかんと。しかし、復帰されたときには、やっぱり仕事もやっていただかないかんということで、それで補佐を異動させていただいて、そして、課長を設置して、今現在、元気に出勤していただいておりますので、まだ、病院等の通院も時々ございますし、まだ体調の面やいろいろありますけれども、今後は、本人の体調の面をいろいろ検討、協議さしていただいた中で、仕事の分担とかいろいろな分担は、これから課内の中で考えて、そしてまた教育委員会の中でもしっかり検討していただく、そういう思いでございますので、その点もご理解いただきたいと思います。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員のご質問にお答えいたしたいと思います。鈴木議員から報告がありましたように、私が教育長に就任したのは10月、そして11月に社会教育課

長がいきなりやめますということを聞いて、私も驚いたばかりです。その後、置かない時期、そしてまた配置、そしてまた今は2名ということで、社会教育をどう考えているのかというご質問でありますが、私、実は、平成元年のときに、当時の派遣社会教育主事というのがありまして、それは学校の教員が社会教育課に配属されて、社会教育を学ぶというような機会を得ました。その中で3年目に本町へ寄せていただいたわけですけど、当時は、県下でも分館活動が非常に活発にされていて、非常にどの字も、社会教育、分館活動を活発に行われていると、そういうイメージを持っております。

そんな中で、私自身は、今年度も教育行政方針にも上げさせていただきましたが、やっぱり生涯学習を大事にする、学校教育と社会教育はあくまで並列、同じ重さであるという認識を持っております。そんな中で、生涯学習では、やっぱり集う、学ぶ、結ぶといった、ともすると、住民の中での絆が薄れてくる中で、そういった活動を通して深まっていくことが大事であるということを思っていますので、今後とも、そういったことに重点を置きながら取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 私の方から、昨日の答弁の中の一般会計の補正予算の中で、新たに週3日という部分についての「新たに」の部分でのお答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、「新たに」というのは、昨年からある再任という部分ではなく、平成30年度から新しく、新規で週3回の臨時職員が総務課に配置されたという部分でございまして、その採用についての決定については3月中に決定をしておったということでございます。

以上でございます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 すみません、もう一遍再質問にお答えします。挨拶の件であります。

実のところ、昨年度、私ちょっとうかっとしておりました。というのは、臨時議会があるということで、声かけるのを、今年は忘れてました。これは謝ります。しかしながら、今までどうやったというと、記憶にあります限り、たまには私が配慮がきかんときに、2人か3人あったと思います、挨拶しなくて定年された方が。それは私の配慮のなさということでお許しをいただきたいと思

います。申しわけないです。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 余りこれで時間をとりたくないですが、私の記憶の限りでは、私が議員になってからですが、お一人だけ、最終日に職員の方が、欠勤をされて、挨拶をされなかった方がいたと思いますが、あとはいたのかどうかちょっと記憶ないんですが、それは記憶の相違でありますのでよろしいです。

1つは、正規職員を平成32年度に向けて増員をしてるということでありますので、ぜひ、この部分は、年々取り組みを強めていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

それから、社会教育課長2人の件については、その経過が説明されましたので、それは理解をいたしますが、これから事務分掌等も検討されるというのですが、率直に言いまして、同格の課長2人が同じ所で勤務しているのはどうかなと、私個人の思いとして感じるところでございます。そういうところの検討もぜひされるべきではないかと。

少し長期的なスパンでいえば、私は、社会教育課を今の場所ではなしに、教育委員会の事務局と同じように、旧豊小内におけば、そこの連携ももっとスムーズにいくのではないかと、これは少し長いスパンになると思いますが、そういう方向も提案をしておきたいと思いますが、回答をお願いいたします。

それから、挨拶の件はもうやめますが、退職された職員の方が、これまでは、例えば、再任用や専門員職として、それまでの経験を生かして、町の発展のために職務についていただいていることには感謝をしたいと思いますが、今回初めて、週3回の臨時職員という形での採用となっていますが、今後もこのような形での採用があり得るのかどうか、回答をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは再々質問にお答えします。社会教育課につきましては、やっぱり教育委員会の中でしっかり第1課長というんか、責任を持つような状況をしっかりせんと、それぞれがまた無責任になって仕事がどっちやこっちやとなって、責任の押しつけにならないように、それはまたやっていただきたいと思います。それと、教育委員会の一本化というのか、集合するというのは、もうおっしゃるとおりだと思います。そういった中で、ただ、出先の場合はうまく関係するような形の中の方がいいんではないかなと、このようにも思います。

特に教育委員会の方は、委員さんの提言で、特に子育て支援と福祉との連携

が深いということで、やはり新しい庁舎の中で、教育委員会も一体となった組織の中で動く方がいいんではないかという提言もいただいておりますし、その中で、いろいろな形の中で検討いただけるものと思っております。

そして、再任用の件につきましては、やはり8月ごろになれば、再任用というか、それの調査をさせていただいて、本人の希望がある場合は、それとどういう部署に行きたいかという、そういうときには、これは国の雇用の問題がありますから、しっかりそれは本人の意思を引き継いで、できたら配属していく方向であります。

今回の場合は、本人は再任用もしてませんし、3月いっぱいでやめるという中で、やはり若い職員が多くなってきている中で、できたら、今日までのそういうノウハウを生かしていただけるような形でといったら、もう臨時職員で結構ですから週3日でということで、それで要らんようになったら、いつでも言っていただければよろしいということでございましたので、そういう形で週3日来ていただいております。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員

バンガローの問題にいかせていただきます。先ほど、増えた部分は、木材とか廃材料の運搬費用が増加をしたという説明でありました。この質問いたしましたのは、ガバナンスとコンプライアンスの問題にかかわると思いますが、例えば、本当にクレーンしなかったのかどうかをもう一度確認をしたいのですが、3月8日に予算決算常任委員会で、バンガロー解体現場の視察をしました。体育館の談話室で委員会を開き、そのときに業者の方も出席をされていたんですね。そのときの記録を拾ってみますと、議員が、クレーンは仕様書には入っていないかと。業者は入ってない。教育長が、発注のときに、クレーンが入っているのが本来であるが抜けていたと。業者がクレーンを使ったらコストがかかる。どうするかということになって、追加で見積もりを出してくれとなった。今日明日に持ってこいということであったというのは、現場にいた議員皆聞いています。

町長の方からは、クレーンでつると担当課長が言いましたと。町長も、それで入札でそういうふうになってると思ったけども、そうなっていなかったと。 概要趣旨そうだったと思うんですね。

つまり、クレーンの分が、発注のときに入っていると思ったけども入っていなかったと。業者は、だから見積もり持ってこいと言われたと。今日明日に持っていくんやということがありましたので、私が質問いたしましたのは、この

増額分はその追加分かどうかということを質問したんです。

これ、クレーンのが入ってないということだったんですが、じゃ、クレーンの見積もりは持っていかれたのかどうか、どちらか、8日か9日に持ってこいと言われてるというふうにみんな聞いていますから。業者が持っていかれたのか、誰が受け取られたのか、それを教えてほしいと思います。

それから、議会への報告については、しなかったんで申しわけなかったということであって、その理由として、これ、余計わからなくなるんですが、私は、思ったのは、変更契約が3月27日です。前日の3月26日は臨時議会がありましたから、そこで一言、明日変更契約しますということがあれば、それで済んだ話じゃないかというふうに思っていたのですが、今の課長の答弁だと、3月26日ではまだ金額が不明だったので報告できなかったと。3月26日は金額が不明で、3月27日にちゃんと契約できたのかどうか説明を求めます。

社会教育課長 議長。

前田議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。まず初めに、クレーンの見積状況についてですけれども、確かに8日に、業者から、クレーンを使った場合の見積書の方が提出されております。こちらの方は、社会教育課の方に提出の方はされております。

また、クレーンを使ったときの工事内容等なぜ入ってなかったかということなんですけども、入札するときに、工事するには、業者がどういうふうにするかということは決めていくんですけども、また、その中で、こちらの事務局の方と相談して、どういうふうに工事を進めていくかという大まかなことをするんですけども、そのときは、もともと業者は、クレーンは使わないというふうな形で見積もりを出しております。

そこで、最初の説明会というか工事業者との打ち合わせのときに、クレーン を使用するように指示をされたということで、そのクレーン分の見積書を提出 するというふうなことになったということになっております。

続きまして、3月27日に変更した件について、なぜ26日の臨時議会で報告できなかった件につきましては、まず業者から、最終の出来高について提出があります。それにつきまして、3月26日に、確かに業者の方から提出はあったんですけれども、その時点で、幾らになるか、増額になるかどうかというふうな計算ができておりませんでしたので、その後、27日に持ち回りで決裁をさせていただいて、この金額を増額させていただくというふうにさせていただいたということになります。

以上であります。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 もう一度確認しますが、この増額分は、ここで話をされていたクレーンの分ではないということですね。後でいいんですよ。ここでずっと経過でいえば、ずっとこのクレーンが引っかかってるんです。それとは違うんだということで、もう一度、これでは違うんですねというのが1つ。違うかどうかだけでいいし、今までの経過がありますから、はっきりしておいた方がええと思うんで、私、再度聞いてるんですよ。そうしないと、この問題解決しないんで。

もう1つは、3月26日で、まだ増額分がわからなかったと、どないなるか。3 月27日に額が確定したので、持ち回りで決裁をして、その日に契約変更をしたという答えだったんですか。そういうことが本当に、この問題では、特に社会教育課、いろいろ私、懐疑的になっておりますので、昨日の議会でも、4月17日というのは、書面ではそうだけど、実際は、工事完了したのはその日でありませんと、率直な答えをいただきましたので、そのままでいくと、本当に3月26日に金額がわからなくて、27日に増額がわかって、本当に3月27日に契約変更したのかどうか懐疑的になるわけですよ。回答お願いします。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。その代金がクレーン代に入ってたか入っていなかったか、入っておりません。クレーン代としては含んでおりません。先ほど、担当課長が申しましたように、作業の中でクレーンを使うということになって進んでおりましたので、そのクレーンを使う前提の作業が既に行われていた。これは実際に稼働された分ですので実費として必要になりました。それといろんな廃材、廃棄の分量が多くなったということは先ほどの説明どおりです。そのことに伴います金額の変更です。

それで、今、鈴木議員がおっしゃったように、見積もり等、業者さんの方から出ましたけれども、その見積金額がそのまま行政として捉えてしまっていいのかどうかということについては、設計業者さんに確認をさせていただく必要がありましたので、26日に出てきた内容について、設計業者の方に精算の方をお願いしました。で、その金額が、内容に伴って、この金額ですというのが出たのが翌27日でしたので、27日をもちまして、その金額での変更契約を進めたというもので、クレーンを含んだものでもありませんし、26日には、その精算分までが、まだ私どもの方ではできなかったということで27日にな

ったというものです。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 続きまして、消防体制の見直しの件ですが、先ほど、台風21号の襲来時に 出動した幾つかの自警団があるというのは聞き及んでいるという回答がありま したが、実は町の消防団と自警団の連携については、平成21年9月議会、平 成23年3月議会の一般質問で取り上げられて、町の基本的な対応方針が説明 をされています。先ほどの総務課長の説明とは若干ニュアンスが違っているか なという点はありますが、その議論を蒸し返すことはいたしません。

私は、先を見て、大事なことは、これからの豊郷町の防災組織をどう構築していくのかという観点だと思います。その点で、例えば、自警団がありますが、この自警団、現状を見ますと、全ての字に組織されているわけでもありません。また自警団という組織があっても、字の役員が自警団を兼ね、毎年かわると。実質、防災活動には出動できないとか役に立たないと、そういう状況もあります。このような自警団の現状や町内の字組織の現状を考えますと、これまでのように、自警団をどう組織するか、消防団との連携をどうして、本部との連携をどうしていくのかという問題意識だけでは、これらの課題には追いついていかないのではないかというふうに考えます。

そこで、昨今、災害が発生したときに、先ほどの回答にもありましたが、多くの場所や所で、災害ボランティアが活動をされています。今、そういう時代に社会が変わったというふうに私も思っていますが、その立場に立って、例えば、防災組織を字や自警団単位で組織考えていくのではなく、もう少し広く、例えば、今までの分団豊郷学区、日栄学区、2つの分団ありましが、そういう単位でボランティア、有志を募り、地域の防災組織をつくってはどうかと。先ほどの防災リーダーの話もありましたが、そういう中で防災リーダーを育て上げていくと、そういう少し長いスパンで検討しなければならないかと思いますが、これからの町の消防、防災体制を、単に字や自警団に依拠するというのではなく、自覚的なボランティアやそういうのを組織していくというような方向にかじを切りかえてはどうかと思いますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。今ほど議員おっしゃって いただいたとおり、今後の防災組織については、多くの災害ボランティアの方 の活躍が必要となってくると思われます。そういう意味でも、先ほども申し上 げましたとおり、防災士の資格を取得していただき、そういう民間、地域での 防災リーダーを養うことによってボランティアの輪が広がっていくんではない かと。

今おっしゃっていただいたように、今後は、そういう防災意識等により関心を持っていただいて、少しでも地域のお役に立っていただけるような方を養成するのも、本来の我々の責務ではないかということを思っております。

自助・共助・公助という部分がございます。まさにその連携のもとには、そ ういう部分が出てくるのではないかということのもとに、今後、今おっしゃっ ていただいたことを参考に防災組織の再認識をしたいと考えております。

以上です。

鈴木議員 議長、次へいきます。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 医療費の無料化ですが、先日、若いお母さん方と久しぶりにお話をする機会がありました。そこで話題になったのは、私が医療費の無料化というのは、県外で受けても有効なんだよというふうにお話をしたんですが、え、そんなことは知りませんでしたと。お正月に帰省したときに、子供の調子が悪くてお医者さんに行ったんですがというような話がある。先ほど、課長から説明のあったような制度を説明したんですが、せっかくのいい機会がまだ知られていないんだなと、私も、知っている人は知ってると思うですが、まだ広く知られていないんだなということを実感いたしましたので、あらゆる機会を捉えて啓発、普及をしていただきたいと思いますが、回答をお願いします。

保健福祉課長はい。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。今も鈴木議員が言われましたとおり、 周知徹底ができてなかった部分もあったのかなと、今反省をしている次第でご ざいます。機会あるたびに、新規で該当者になる方、また節目節目のその機会 に個人通知とかそのような形をとりまして、周知徹底を図っていきたいと思い ますので、よろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 社会教育指導員の問題ですが、先ほど、担当課長から、非常にせっぱ詰まった回答がありました。困難になったら検討してというのは遅いというのが率直な感想ですが、1つは、3月議会で、この社会教育指導員が1名減になる理由

として挙げられたのは2つありました。

1つは、当時の社会教育指導員から退職の意向が示されたこと、それから1 名減になる分については、就労指導員さんの仕事量が少なくなっているので、 できるだけそこでカバーをしていきたいという趣旨の説明だったと思いますが、 この社会教育指導員が配置されている隣保館の事業は減っているのかどうかと 疑問を持つんですが、説明をお願いします。

それから2つ目は、社会教育指導員は昨年度までは教育委員会で予算化をされてたんですね。今年度も、教育委員会で措置されている社会教育指導員は4名います。今年度から隣保館に派遣されている社会教育指導員は町部局の予算配置になっている。予算配置が変わったんです。根本的なところが変わってるんですが、教育長か担当課長にお願いなんですが、予算措置が変更になった理由は何か。その現行の4名の方は教育委員会で、隣保館の方だけは町部局になったんですが、この変更に際して教育委員会との協議がされたのかどうか説明を求めます。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。隣保館の事業につきましては、この 間、運営委員会がございまして、今年度の事業の運営方針について報告させて いただいて、承認をいただいたところです。

昨年度に比べて、何ら変更はございません。昨年と同じ事業をこなした上で、 先ほどちょっと話がありましたように、子ども食堂とかいろんな部分での新規 事業の中身もこなしているのが現状でございまして、実質上はいっぱいいっぱ いというのが現状であろうかなというふうに思います。

それと、予算の関係でございますけれども、教育委員会と協議したのかという話でございますが、予算につきましては、今まで大町教育集会所、三ツ池教育集会所の予算の中に、それぞれ社会教育指導員という部分が予算化されておりました。今回につきましては、1名という形になりましたので、それに伴いまして、隣保館費ということの中で予算化をされているというのが現状でございますので、よろしくお願いします。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 私が聞いたのは、根本的な予算の位置づけが変わるということは、政策というか理念が変わるんです、本来。そこで、教育委員会に、この1名は町部局へ持っていくよという協議があったのかどうかということを教育長にお尋ねした

んです。後で回答をお願いします。

最後になりますが、長期休みの隣保館開放、子ども食堂も含めて、これ、昨年度から新しくやられた事業ですよね、そういうふうに言うと。多くの子供が 隣保館に、いわゆるいろんな困難な子供たちが足を運ぶようになったと聞き及 んでいます。

そういう意味では、隣保館の事業は広がりを見せているのではないかと私は 考えています。広がりを見せているのですから、私は、増員はあっても減員に なるというのは理解しがたいというふうに感じます。

減員になった分、働き方改革に違反するような職員にしわ寄せがいっている のではないかという危惧をするわけでございますが、再度復活を求めますが、 回答をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

1名減になったというのは、要するに、相当、就労担当としての仕事量が減ったということで、そしたら、社会教育指導員さんと兼務でできたらどうかなということで、それで一遍運営やってみようかというのでなったわけであります。

前は、就労担当の場合は、午前中産業振興課で、昼から隣保館と、そういう 形で配属はされてたんですけれども、ずっと隣保館の方に行ったきり、そのと きには、相当な就職というか職を探される方が多かったですから、そういう状 況の中で、今日、やっぱりこういう景気状況の中、職が相当あるということで、 仕事は一生懸命やってもらってるし、ボランティアの芽も相当伸びてきました から、芽を摘むようなことは行政としてはしたくないという思いでありますの で、もう少し見守っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いい たします。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの鈴木議員さんの再々質問の社会教育指導員の件でありますが、教育委員会との協議はありませんでしたので、ご報告申し上げます。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 次に、担い手の問題ですが、3月議会で十分な質問がなかったと言いました。

例えば、何が不十分だったかと言いますよ。事業申請をしたのかというふうに 私が聞いたら、3月議会では、1月22日が締め切り日になっていたのでと答 えられたんです。今日は、1月22日に申請をしましたと。締め切り日最終日 に申請したんですね。

事業申請したら、普通はその事業予算を獲得するための協議はするでしょうと言ったら、今回はもうしなかったとおっしゃった。その結果の通知はいつ来たのかと聞いたら、3月議会で課長が答えたのは2月末日だと。今日は2月26日やと答えた。何で3月議会でちゃんと答えないんですか。ちゃんとそのときに数字があったわけでしょう。だからこそ再質問をしたわけであります。

言いたいのは、不採択の通知が届いたのが2月26日であれば、3月議会は5日からでありましたので、私は、いいことではないかと思いますが、予算書の差しかえができたんではないですか。3月の定例会で1,000万円上げといて、たまたま臨時会があったから、その臨時会で、定例会で上げたやつを同じ臨時会で前後する、全額削除しますと、そんな予算執行は、私は認められませんが、なぜ、差しかえなかったんですか。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。ちょっと僕のこの事業に対しての説明不足があったかもわからんのですけど、この事業につきまして、要望調査がありまして、この要望調査に基づいて予算配分がされたのが、結果が2月26日に予算配分の通知があったんですけども、この2月26日に通知が来てたのに、3月5日からの議会で修正したりもしなかったのかということなんですけども、3月補正の締め切りが1月19日までで、補正予算の締め切りがありましたので、そこにもう提案させていただいておりまして、もちろん言われるとおり3月5日に修正できたらよかったんですけども、その提案、修正が間に合わなかったということがありましたので、3月の議会での修正をしなかったんですけども、私といたしましては、予算として上げさせていただいたので、それに対して、ちゃんと予算を通していただくようにしなければいけない義務が

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

す。

鈴木議員 本来でいうたら、2月26日にだめやと来てるのが、どうして3月で通して

ありましたので、説明させていただいた次第です。ちょっと説明不足と思いま

ほしいという判断になるの。それからもう1つ、差しかえをしなくてもいいというのは、誰の判断ですか。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 差しかえをしなかったのは誰の判断かということなんですけども、もう既に、 議案として、議員さんの方にも議案書が配付されておったということもありま して、ちょっと訂正が間に合わなかったということで、3月議会の方に提案さ せていただいた次第でございます。

以上です。

済みません、もう1つ、申しわけないです、ちょっと聞き逃しました。

鈴木議員 言いません。同じこと何回言わすんよ。同じことの繰り返しやん。何回も大きな声出したくないです。メモとれって何回か言ってるやん、今まで。

産業振興課長 誰の判断でこの修正しなかったということなんですが、財政当局と相談した 結果でございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木さん。

鈴木議員 最後になりますが、元気な高齢者について質問いたします。

3課に資料を要求いたしておりました。産業振興課だけが、今までのような答弁ですから、ほかの2課はちゃんと質問に答えていただいてますが、産業振興課から出た資料だけがそうなっていません。産業振興課長にお願いしたのは、地元産野菜の種類、耕作面積、耕作者数、年間収入を明らかにしてほしいと。

資料で出たのは、地元産野菜19種類、この種類を明らかにしてくださいと したんですよ。

最後にしますが、そういう性格上やっぱりだめだと。最後に担当課長に、第5次総合計画の事業の中でしっかりと発言をしていただきたい。その決意を求めて私の質問を終わります。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。先ほどの質問内容、地元産野菜の種類をはっきり明確にということですが、余りにも19種類、ちょっと品目が多かったので、ここにちょっと掲載しなかったんですけども、種類といたしまして、全部言うのも大変かと思いましたので言わなかっただけなんですけども、書類必要でしたら、また後からお渡しさせてもらいたいと思います。

以上です。

前田議長 次に、北川和利君の質問を許します。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは、私北川が質問させていただきます。一問一答でお願いします。

本町の特色を生かしたPR政策の充実をということで町長にお尋ねします。

平成30年3月議会で、町民が自慢できるまちの特色を生かしたPR政策の中で、「ご当地ナンバープレート」、「マンホールカード」の導入について、平成29年度12月議会で、「独自デザインの婚姻届、出生届」の導入について質問したところ、「ご当地ナンバープレート」については、税務課長より、来年度導入に向けて前向きに検討したい。また、「マンホールカード」については、産業振興課長より、導入する方向で進め、5月の上旬に、第8弾の申し込みをしたい。「独自デザインの婚姻届、出生届」については、住民生活課長より、導入に向けて前向きに検討したいとの答弁でありました。

そこで、本町のPR作戦について、それぞれ3点尋ねたいと思います。

1つ目は「ご当地ナンバープレート」、「マンホールカード」、「独自デザインの婚姻届、出生届」、それぞれ導入時期及び導入に向けてのスケジュールについて。

2つ目、それぞれの本年度の予算計上額について。

3つ目、それぞれのデザインの選定方法についてどう考えているのか、答弁 を求めます。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員のご当地ナンバーの導入について、導入時期及びスケジュール等に ついてお答えいたします。

導入時期については、平成30年12月を予定しております。

次に、スケジュール及び予算計上についてですが、7月に町のホームページ 及び広報にて公募し、8月に公募を締め切り、9月に補正予算の議案を提案す る予定をしております。その後10月にナンバーのデザインを選考決定し、業 者との委託契約をして、12月にナンバーを導入する予定をしております。

デザインの選定方法につきましては、公募による選定を考えておりますので、 ご理解のほどよろしくお願いいたします。

上下水道課長議長。

前田議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、北川議員の本町の特色を生かした P R 政策の充実をとのご質問に お答えいたします。

3月の定例会におきまして、産業振興課長から答弁がありましたとおり、カードの作成については上下水道課で担当していくと。そして、また、そのカードの活用については産業振興課でとのことから、導入に向けてのスケジュールについては、私からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第8弾の発行に係る募集が既に6月4日、今週でございます、この金曜日まで、8日までの期間として始まっている状況にあります。そういった中で、デザインについては、今回、作成させていただくのがマンホールカードといったことで、マンホールカードの図柄が載ってきます。そして、また、他府県で作成してる状況を見てますと、小さな写真の部分があるんですけども、その部分についても、そのマンホールの図柄に関連したものが載ってくるといったことでございます。そういったことから、マンホールカード第8弾の発行に係る登録申請につきましては、提出先でありますMCプロジェクトというとこになるんですけども、そこへ既に提出をさせていただいたということでございます。

また、この第8弾の発行から、これまでの下水道広報プラットホームという ところが、選考により決定をしてきたという状況でありましたが、その方法が 変わりまして、第8弾から登録制ということが導入されました。

そういったことで予定を見てますと、発行部数が1弾当たり70種類程度という上限が設けられました。この登録希望数が上限を超えた場合、いわゆる70種類程度を超えた場合になるんですけども、その場合につきましては、抽選となるといったことで確認をしております。

この結果自体が、6月15日に決定の内容については連絡があるといったことでございます。そういったことから、その中での可否が決定されまして導入が決まりますと、その後作成に入りますので、8月の中旬ごろ、下水道広報プラットホームというところが、公式マンホールカードとしての登録をして、導入発行できる予定ということになります。

最後に、予算につきましては、まず1ロット2,000枚を制作ということで 考えております。この予算につきましては、現状の印刷製本費でまいりたいと いうふうに考えております。

以上です。

住民生活課長議長。

前田議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 北川議員の本町の特色を生かした P R 施策の充実をについてお答えさせていただきます。

まず第一に、独自デザインの婚姻届、出生届につきましては、この6月に業 者選定を行いまして、デザインの決定から用紙の印刷まで、約6カ月の工期を 設け、年内か来年の1月には使用開始を始めたいと考えております。

2番目の本年度の予算計上額は27万9,000円でございます。

そして3番目のデザインの選定方法につきましては、まず、業者に豊郷町の 特徴を伝え、それをもとに業者の方からデザインを提案していただき、関係課 で協議した後、決定したいと考えております。

以上でございます。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは2問目に入りたいと思います。安心して通学できる通学路の整備を 再度問います、町長にお願いします。

平成30年3月議会において、安心して通学できる通学路の整備について質問をしましたが、再度、以下の点について答弁を求めます。

1問目、平成30年度の通学路の整備計画について。

2問目は平成29年10月に開催された、豊郷町通学路交通安全プログラムにおいて協議された町内の通学路の危険場所について、また、その対応について。

3つ目に、通学路の安全について保護者からの要望はあるのか。以上、3点に答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 北川議員のご質問にお答えさせていただきます。北川議員の安心して通学できる通学路の整備についてのお答えをさせていただきます。ご質問の①と②は関連がありますので、あわせてお答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

昨年10月に開かれました、豊郷町通学路安全推進会議において協議がされた通学路等の箇所は、全部で13カ所ありました。その中には、押しボタン式信号の設置や県道への歩道設置といった、県や警察などでないと対応できない要望箇所なども含まれておりましたので、豊郷町が主体となって対策を進められる場所は、そのうちの7カ所でした。7カ所の状況の特徴的なところとしまして、農小屋など障害物があり見通しが悪いとか、子供たちの集合場所のそば

を車が通るということ、あるいは通学路沿いに管理されていない建物は広場が あるといったような内容です。

この会議での協議、状況の点検確認を得て、停止誘導線を引くということや 注意喚起の標識設置などの対策をはじめとしまして、学校では安全教育に取り 組むなど、このことについては、現在も取り組みを進めているところです。

平成30年度につきましても、各学校において、通学路に安全対策が必要な 箇所があるのかという点検が進められております。今年秋には、再び、通学路 安全推進会議に点検結果を持ち寄って、該当箇所の協議と対応等を検討し、今 後の取り組みを進めていく予定としております。

最後に、保護者の方々からの要望はあるかというご質問をいただいておりますけれども、点滅信号の設置や、通学路の所に先生に立っていてほしいといったような個別の要望というのは寄せられたようにありますけれども、全体として捉えたときには、要望としては、今のところは聞いていないという状況です。以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 先ほど、同僚議員からも質問があったと思いますけども、近年子供たちの交 通事故、子供たちが事件等に巻き込まれるということが毎年のごとくあります。 というのは、僕とこの近所の道路にしても通学路になってますけども、ガード

レールの外側、旧豊郷小学校群の前のワンルームマンションの隣を、押しボタンの所で、中道を通っていったもの、今は、いつ変わったのか僕もわかりませんけども、大きい道路の方を子供たちは通ってます。あそこ、割と車が、ゆっくりと走ってくれればいいんですけども、結構スピード出して走る車おります。やはり、通学路について、確かにいろんな調査をして、学校教育課やら社会教育課、教育長、また学校側も調べてくれてると思ってますけども、こういったところを数年前、数年前というか、僕が1期目のときに一度一般質問したこと

あります。というのは、あそこの川、あそこは確か一級河川敷になってたと思います。あそこにふたをして、あの内側を通学路にできないもんかといったときに、あれは、あの河川はさわれないと。というのは、あそこにふたをすると

擁壁が持たないということを聞いた覚えがあります。

しかし、近年まだまだ車も増えます。かなりの数の子供たちがあそこを通ってますので、一応、学校側では、教育としては1列か2列に並んでというのを教えてると思いますが、子供のことですので道路いっぱいになって歩いて下校してるというのを見ます。

そんな中で、教育していくのは結構ですけども、まずきちっと歩道を確保してやらなければならないというのが、僕ら大人の務めだと思っております。

したがって、そういうことをどこら辺まで、教育関係者として、恐らく父兄からもそういう話が出てると思ってます。それで、再度お尋ねしますけども、そういう歩道の整備について、安全に通学できるという形、どこまで考えているか。考えてると思ってますけども、具体的にそういう場所があるとこ、通学路として歩道を確保できる場所があるとこはどこまで考えてるかと思って再度お尋ねします。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 北川議員の再質問にお答えさせていただきます。危険な箇所、どのように考えているかということでお尋ねいただきました。確か3月議会の北川議員のご質問にも、歩道についてということでお尋ねをいただいたように思います。

このことにつきましては、先ほど申しましたが、先ほど、教育長の方も別の一般質問の中で答弁させていただいたように、学校それぞれ年度初めに確認等をさせていただいています。そういうものを持ち寄った形で、北川議員がおっしゃったように、このプログラムというのはつくられていきます。

確かに、教育委員会がその会議の方でさせていただいておりますけれども、 実質的な今ほどお尋ねいただいたようなハード面については、教育委員会ので きる範囲をちょっと超えてしまっていて、その中で言っていただいたような通 学路の変更、見直し、こういうことについてとか、あるいは児童生徒への安全 教育や交通の安全啓発といったようなソフト面については、教育委員会の方も 取り組みを、従来からですし、今後も進めさせていただこうと思っています。

ただ、そのプログラムの中には、ハード面にかかわるということで、県もあれば町の方も入ります、警察関係も入りますということで、それぞれが持ちかえって、その部分の対応を検討するということになりますので、私どもの方でそのハード面の部分がどうかというよりも、その課題としては、引き続き取り組みを進めていきたいという思いをしておりますので、よろしくお願いします。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 再々質問させていただきます。次長、言ってることはよくわかります。しか し、僕が心配してるのは、あくまでも、皆さん、忘れてはいかんことがあると 思います。

というのは、旧豊郷小学校群のあの前の中山道で、2回、時間帯がずれてた

もので、子供たちが事故に巻き込まれませんでした。日にちは違いますけども、両サイドのガードレールに車がぶつかって、10メートルか15メートルほどガードレール、ガードレールといってもパイプ式の旧のガードレールを、確か10メートルか15メートルほどなぎ倒して車が停止したという事故が1件ありました。

その次の事故というのは、今、点滅信号、押しボタン信号ありますわね、小学校前に。あそこで、今度は南から北に向かってくる車が、そのガードレールの両サイドにぶつかって停止したということがありました。

だから、いつ、どこでというのは、こんなのは予測できません。だから、き ちっとした歩道を考えてやってほしいと思います。

何せ子供たちというのは、いつ、どこで、ふっと飛び出るか全然予測もつきません。また、冗談で、ぱっと道路につく子供たちも見られます。だから、そういうようなのを見れば、やはりガードレールの内側に通学路をするか、または通学路の位置を変更して、前のときみたいに中側を通るとか、確かにいろんな危険度のこと言いかけたらきりありませんよ。しかし、近年、やはり車の台数が増えるというのは、まだまだ増えるというのは間違いありません。

やはり子供たち、ましてや、これから豊郷の町、町の財産ですので、再度お尋ねしますけど、そこら辺を、確かにお金もかかることですが、これは、うちの町、県なりに検討してもらって、費用面のことも大切なことですので、やっていただけばいいと思いますけども、そこら辺のとこをもう一度お尋ねしますけども、きちっとした返事が欲しいの。

要するに、行政語で、やります、前向きに考えますじゃなしに、大体どのぐらいの年度を置いてやりたいと思ってますとか、必ずやりますとか、そこら辺の返答が欲しいと思ってますので、答弁お願いします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長
北川議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。子供の安全を守るのは我々大人の責務だと、まず思っております。そうした中で、登下校における子供の事故は、毎年どこかで誰かが犠牲になっているのは、これも事実であります。その中で、どのように通学路を確保していくのかということでありますが、私自身の捉え方としては、交通量についても、まず交通量が増えていく道と新たに道路がつくられて交通量が減っていく道があるかと思います。そうした中で、これは何年前は危険だったから今も危険ということにならないかと思います。その都度というか、相当なスパンでもって危険箇所は変わって

きてると、こういうように思います。それを的確に把握するのは、最前線にいる教職員、PTAの方、あるいは子供たちであるかと思います。

そういった部分は、例年、そういった会議も開かれてますので、その中で煮詰めて、しかるべき機関に報告なり、要望なりしていくのが私たちの仕事であると、こういうように考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは町長にお伺いします。大町区への対応の状況について再度問います。 大町区への対応状況については、平成30年3月議会、平成29年9月議会ま たは平成29年6月議会において、同僚議員を含めて再三質問をしております が、行政として、できる限りの相談やアドバイスに努めてまいりたいとの答弁 でありましたが、状況は変わっておりません。

平成30年3月以降、行政ではどういった対応をしたのか、また大町区の再生に向け、現状はどういうふうになっているのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の大町区への対応状況についてのご質問にお答えいたします。先の3月議会でお答えいたしましたが、今年に入ってからは、大町区再開に向けた有志による会合が開催されるなど、話し合いが数回持たれたというふうに聞いております。

一部には、役員の再結成への動きが出てきているというふうに聞いておりますので、町行政としては、隣保館と連携しながら、今後の動きを注視した中で、できる限りの相談やアドバイスに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 行政も中に入って協力しながらやるという3月議会の答弁があったと思います。今、課長が答弁で言っているのは、聞いていますやわね。きちっとした報告は受けてるのか。

僕は、やはり一生懸命やろうとする区民もいてると思います。というのは、3 月議会のときでも僕言ったと思いますけども、中には、区がなくても班編成だけで活躍というか自治会を守ってくれてる人たちもいるというのも聞いてます。 そんな中で、具体的に、いつ頃になれば編成ができるのか、もう一度、区が活動ができるのか、自治会が。ここら辺は、やはり漠然としている。漠然とし て、いつ頃になるやろうとかじゃなしに、いつ頃には必ずやりたいというか要望というか、やっぱりそういう指導をしてもらってやっていかなくては、じゃあ、やるがなやるがなと。つくりますがなと。8月になるのか10月になるのか、また年を越して、年度末までそのままで行って来年度になるのか。また来年度になれば、いや、もうじきやるがな。そんな中途半端な、要するに、先ほど僕が言ったように、前向きに考えてますとか、そうじゃなしに、やはり行政の専門用語じゃなしに、だらだらした返事じゃなしに、目標はいつ頃に、きちっとやっていきますねと、やるように指導していきますということを再度お尋ねします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

ます。

人権政策課長 北川議員の再質問にお答えいたします。前回3月議会にもお答えさせてもらったんですが、行政として、自治会の活動に対して助成というか指導させてもらうということについては、やっぱり限界がございます。議員おっしゃるように、いつまでに再結成してくれんのやとか、またこういうふうにしたらどうかというアドバイスはできますけども、そういう期限を切った中での指導というのは、ちょっと行政としてやれることではないのかなというふうに思っており

やはり、行政としては、有志の皆さんが頑張って寄り合いをして、また呼びかけをしていただいてる中で、やっぱり同じ参画した中で、次はこうしよう、ああしようという中でのアドバイスはさせていただけるかなというふうに思いますけれども、いつまでにというような期限を切った指導というか、そういうことについては、ちょっと限界があるのかなというふうに思っております。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 プレッシャーをかけるのも1つの方法やと思いますのやわ。今までこの約2年間、だらだらだらだらやってきて、結局、どういう形でどないなったというのは1つも、行政側は行政側で動きます、協力します。確かに、言ってることはわからんのでないんよ、限度があるというのもわかります。

しかし、1つのプレッシャーをかけて、そうでなかったら、うちの町、豊郷の町自体の自治会が狂ってまうと思います。一つの字で、それがまかり通るもんなら、うちの字も別にそこまで一生懸命ならんでもええやないかという声も聞こえてきてます。だから、僕は何も行政を責めるとかそんなん違うんやで。勘違いしてもうたら困るで。やはり指導するんやさかいに。ある程度のプレッ

シャーかけてもいいんじゃないかと思います。

もう一度、意気込みというか、今後どういうふうにそういう指導をしていく のか、再度お尋ねします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 北川議員がおっしゃいます意気込みでございますけれども、町といたしまして、また隣保館とも連携しながら、先ほど言いましたように、各有志の皆さんがいろいろ動いてくれてはるということについては私も聞いておりますし、理解をさせていただいておりますので、できる限りのバックアップというか、やっていきたいというふうに思いますので、できるだけ早くに再結成の方向に行ければなというふうに私も希望しておりますので、できる限りの努力させていただきたいと思います。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん、次の質問どうぞ。

北川議員 では、次の質問に移ります。改良住宅譲渡事業について町長にお尋ねします。 平成29年9月議会において、改良住宅譲渡事業の進捗状況、今後の予定を お聞きしましたが、再度下記の点についてお聞きします。

1つ目、平成29年9月以降の改良住宅譲渡事業の進捗状況について。

2つ目、平成30年度の譲渡の予定について。

3つ目、今後、改良住宅譲渡事業を進めていく上での課題、問題点について 答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の改良住宅譲渡事業についてのご質問についてお答えいたします。昨年9月以降の譲渡事業の進捗状況については、4件の方と譲渡契約を完了し、その後、分離工事を終了したところであります。

また、2番目の今年度の譲渡の予定についてですけれども、譲渡対象世帯に 実施しておりましたアンケートは、約8割の方から回答をいただきました。そ のうち、18件が譲渡を希望する。譲渡を受けないが10件、検討中の方が32 件という結果でありました。

そこで、譲渡を希望された方のうち、今年度は13件の方と交渉を進めてい く予定をしております。

そのうち、既に譲渡要望書を提出していただきました2件の方々については、

不動産鑑定を終了し、国の申請をしているところでございます。

また、そのほかの4件につきましても、譲渡交渉の結果、不動産鑑定を進めておりまして、そのほかの方についても、随時譲渡交渉を進めているところでございます。

なお、今後、譲渡を進めていく上での課題、問題点についてでございますが、 分離不可住宅の方の一方が譲渡を受けたいが、もう一方が譲渡を受けられない 場合、公営住宅の政策空き家に、転居先住宅として移り住んでいただけないか という話し合いをしておりますけれども、やはり長年、住み慣れた住宅で離れ たくないという方がおられるというのが実情でございます。

そこで、町としては、先の全員協議会でご報告をいたしましたとおり、返還 済みの住宅について、住める状態まで修理をした上で、譲渡対象物件として進 めていくということを考えておるところでございます。

また、分離不可住宅の場合でも、一方が空き家の場合は、片側譲渡ということで、受けていただくことはできますけれども、もう一方が、今後も空き家のままで管理していくのかという問題がありまして、一般公営住宅として賃貸することができないのか。また、さまざまな問題点を抱えておりますので、その都度、町議会と相談しながら、ほかによりよい方法がないか、国にも働きかけを行った上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん、それでは次の質問。

北川議員 それでは、安心・安全なまちづくりをするため、防犯灯の増設及び防犯カメ ラの設置を、町長にお尋ねします。

新潟女児殺害事件が起きてから約1カ月たとうとしています。非常に痛ましい事件であり、2度とこのような事件が起きないように、本町においても、早急に対策を講ずるべきだと考えます。

そこで、先ほどもお尋ねしましたけども、いま一度、小中学校の通学路の検証をされ、学校や保育所、町の管理施設や通学路を中心に、防犯カメラや防犯灯の増設を求めますが、答弁を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、北川議員の安全・安心なまちづくりのために、防犯灯の増設及び 防犯カメラの設置をというご質問にお答えしたいと存じます。

防犯カメラの件につきましては、先ほどのご質問の中でもお答えしたとおり、

昨今の事件等に鑑みまして重要であると考えることから、設置場所は検討していかなければならないというふうに考えておりますし、防犯灯につきましても、 先ほどの通学路の検証等もしていただいているところでございますので、今後も連携をとりながら、設置場所については、連携をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 再質問いたします。防犯カメラ等々の件については、同僚議員が先ほど突っ 込んだところまで質問させていただいたと思っております。

そんな中で、確かに小学生、中学生、そしてまた高校生、防犯灯、要するに街灯ですね。今、八町の所と日栄区の所が、途中途中の明かりはありますけども、道路そのものが暗い所が結構あります。というのは、小学生、中学生は、割と明るい間に帰宅するのが多いです。しかし、高校生、また社会人で自転車とか徒歩で自宅に帰宅する人も結構おります。この人たちも、やはりわが町の町民であります。高校生となると、夜遅くまで部活をして、そこから帰ってくる。そんな中で、暗い所は、割と豊郷のまちは結構あります。再度、これは教育委員会か総務課になるんかというと、僕、総務課の方になると思います。

というのは、やはりもっと町民を大事にしていくんならば、もう少し街灯を 見直して、確かに、農家の人たちは、米は生き物やさかいに、田んぼの方照ら してもらうと米が育たないとかという、そういうような意見も耳に入ってくる ときもあります。

しかし、高校生また大人、まして先ほど同僚議員から言った認知症系の人が 夜にいなくなったり、そういうときになると、やはり足元照らす明かりがなけ れば危ないと思いますので、今後、対策として、総務課長、どういうふうに考 えてますか。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは再質問にお答えしたいと思います。

防犯灯の件につきましては、今後、第2回目の区長会で、各区長様に、防犯灯の要望についてご要望をいただくように考えておりまして、そのときにも、字間の防犯灯についてもご要望いただけるように、一度お話をさせていただきたいなというふうに思ってます。

過去にも、そういう字間の要望については各連盟で、区長様から要望をいた

だいたりというようなこともございましたので、そういう部分については、や はり区長さんとご協議をするのが、まずは1番かなというふうに考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん、次の質問ね。

北川議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。子供の骨粗しょう症で、対策について、町長、教育長にお尋ねします。先日、テレビで子供の骨粗しょう症が増えている番組を見ました。子供の骨粗しょう症は30年前と比べて、約2倍になっているとのことであります。そこで本当の子供の骨粗しょう症対策についてお尋ねします。

1つ目、本町における小中学校、児童生徒の骨粗しょう症の症状の状況について。

2つ目、本町における小中学校、児童生徒たちの骨粗しょう症対策についてお尋ねいたします。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 北川議員の子供の骨粗しょう症対策についてのご質問にお答えします。

議員のご質問の趣旨につきましては、最近の子供たちは、骨が弱くなって、 けがが多いのではないかなというご心配をいただいて、子供たちの状況をお尋 ねいただいているものと思いますので、そういう面からお答えをさせていただ きたいんですが、よろしいでしょうか。

北川議員 はい。

教育次長 まず、町内、保幼小中学校の現場において、子供たちの現状をどのように感じているか、どのように捉えているかということを確認しましたところ、部活動や鉄棒などで骨折した事案もありましが、総体的に見て、各校・園での捉え方は、特に骨が弱くなっていると感じる状況にはないとの返答でした。

ただ、運動経験や運動体験の少なさという面が、けがにつながっているのではないかなと考えられるとこもあるようです。

こうした状況から、中学校では、積極的な部活動への参加による体づくり、 小学校では、鉄棒、水泳、マラソン、縄跳びなど学期ごとに取り組みを変えて、 子供たちのからだづくりを進めております。

保育園、幼稚園におきましても、児童の年齢に合った活動の中で、体を動か すメニューを取り入れるなどして、子供たちの成長を支援しているところです。 子供のたちの体づくりは、食生活の面は重要ですので、家庭における食事も 含め、食育の取り組み、啓発を学校、教委、PTAが連携しながら、今後一層 進めていくとともに、学校等におきましても、現在の取り組みを継続して、体 づくり、体力づくりを進めていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いします。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 再質問させていただきます。なるほどわが町では、そういう子供たち、少ないというかほぼないだろうということを今課長からお聞きしましたが、近年、こういう骨の病気というか、高齢者の人が本来多いんじゃないかというのが一般的に思われてます。そんな中で、僕、先ほど質問の中で言いましたけども、要するに、大人でも一緒ですけども、歩くというのが本当に少なくなりましたわね。自転車またお父さん、お母さんの車へ乗せてもらったり。

僕は報道で見ましたんやけども、ある学校では、毎日の歩数を記録に残し、その中で、学校側で表彰というとおかしいけども、何かそういう対策をやって、今日は何歩歩いた、何歩歩いたと。僕が1番やな。先生、僕が一番よく歩いてるでと、そういう記録をとりながら、卒業するときに、そういう表彰というかね。物を提供するというのはいいことないんだけども、何か目的を持って、1つの体、足腰を強くする。やはり、この病気を少なくするにあたっては、歩くというのが一番効果的だというのを言ってました。

教育の一環として、僕が求めたいのは、幼稚園、小学校で、昔は遠足で、そしてまた、近年みたいにゲームとかそんなのなくて、子供たちが外に出て駆けっこしたり、そんな遊び方を子供たちなりに工夫してやってましたわね。近年はそんなことありませんわ。家の中に閉じこもってゲームしたり。やはり、そういうようなことから、父兄にも、そういうことを余り、体を使わなくなれば、こういう状況にもなる可能性もあるよというのを何かで知らせてやって、子供たちにも、運動することはいいことやでということを、何かいい方法をとってやって指導していってもらえれば、わが町の子供たちももっともっと体が強くなり、今、課長がおっしゃったようにけがの量が少なくなると思うんです。

だから、そこら辺を見通して、課長、今後、極端に言うて、今すぐその返事をせえじゃないんですけども、希望として、やはり1年、2年、3年、5年先、体が健康で、また学校に行けるようにするにあたっては、今後、そういう指導をしていってもらいたいと思ってますが。どちらでもいいです。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 北川議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど言っていただきましたように、運動によって骨が、刺激が加わって骨が太くなる、筋肉がつくということで、学校の方にいる子供たち、ちょうどそのぐらいの年代の子供たちというのは、骨量が一番増える時期ですので、必然的に、そのくらいの子供たちには動く部分を、今、北川議員がおっしゃったように、歩くという、これも1つの大きな取り組みかと思います。

そういう部分におきましては、先ほども、卒業のときに評価するというのも1 つの例と言いましたけど、確かに、その積み上げたもの、歩いたものというも のの成果、積み上げというものを評価する、それは意欲向上につながるかと思 いますので、こういう部分については、どのような日々の中で子供たちの意欲 を喚起するという部分については必要かと思いますので、現状も点検しながら 進めたいと思います。

それともう1つ、父兄の皆さんに対しての呼びかけという部分を言っていただきましたけども、成長期の子供たちが、朝御飯を食べずに抜いてきてしまうと。あるいは、本当は食べるということは、時間があっても、無理なダイエットをする、そういうことについて骨量が十分に増えなくて、将来的に骨粗しょう症になっていくということがありますので、そういう部分についての取り組みについても、今後、学校等の取り組みとあわせて進めさせていただきたいと思います。

以上です。

前田議長 それでは、ここで、暫時休憩といたします。
50分より始めたいと思います。

(午後2時37分 休憩)

(午後2時48分 再開)

前田議長 再開します。

次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。まず、憲法の福祉理念と応能負担原則を町政に生かすという取り組みをということで、町長にお尋ねいたします。

この4月から介護保険料が上がり、国保税、後期高齢者医療保険料などの負担は、低所得世帯や高齢者世帯にとって負担能力を超え、生活を脅かす金額に

なっています。

安倍政権は、生活保護費の削減を進めようとしていますが、豊郷町の生活保護費基準は、生活扶助費で1人約6万円、住宅扶助費は3万9,000円です。 しかし、町内には、生活保護基準以下で生活保護を受給せず暮らす町民がいらっしゃいます。

わが国の生活保護費捕捉率、これは収入が生活保護基準よりも低いか同等か という人たちで、生活保護を受給しているのは、わが国は約2割と言われてい ます。

しかし、日本国憲法は、国民は誰もが安心して生活ができ、結婚して子育てもでき、病気や失業しても生活を保障する義務を国は負うと宣言し、そのために、能力に応じて税金を徴収する、また、社会保障制度によって、所得再分配をつくり、国民全体の生活保障をして、わが国の平和と安定、発展がつくられると崇高な理念を持っています。

しかし、国政、地方行政とも、憲法違反ともいえる行為が目につきます。下 記の点について改善を求めますが、町の答弁を求めます。

1、豊郷町で年収が生活保護基準以下の国保世帯は何世帯ですか。後期高齢者で年収が生活保護基準以下の人数は何人ですか。国保税や後期高齢者医療保険料の応益割負担は、憲法に照らして免除をすべきと考えますが、いかがか。

2番目、介護保険料の1号被保険者の介護保険料で、本人非課税の特別徴収で、年収が生活保護基準以下の人数は何人ですか。また、年金月1万5,000 円以下の普通徴収の人数は何人ですか。

この方たちの介護保険料は免除すべきと考えますが、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の憲法の福祉理念と応能負担原則を町政に生かす取り組 みをのご質問にお答えさせていただきます。

> まず①につきましては、年収が生活保護基準以下の国保世帯、後期高齢者の うち、年収が生活保護基準以下の人数についてでございますが、生活保護基準 につきましては、世帯構成、年齢等により変動するものでございますので、当 課にて把握することは困難でございます。ご理解いただきたいと思います。

> また、保険料の応益分は憲法に照らして免除すべきとのお考えにつきましては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の性質上、国、県、町の公費負担及び被保険者の負担により運営されるものでありますので、免除の方は考えておりません。

②についてでございますが、生活保護基準以下の方につきましては、先ほど お答えしたとおりでございます。また、年金月額1万5,000円以下の普通徴 収の人数につきましては、3月末現在の算定基準所得としてあらわれた年金収 入に限定したものではございますが、21名というふうになっております。

介護保険料の免除につきましても、介護保険制度は、介護保険法の理念によりまして、公費と被保険者の負担により運営されるというふうになっておりますので、こちらも免除の方は考えておりません。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 ただいま課長の方から、把握できませんという形で、医療保険課長の方から の生保以下の収入の国保世帯数、また後期高齢者の生保以下の年収の人数というのを説明がありましたが、これは、町としては、収入が税務課等で所得が確 定するわけですから、医療保険課が、国保税ということで税で徴収している限 りは、そういったことを調べる当然の義務があると思うんです。

これは、今の答弁というのは、非常に残念な答弁だなと。所得でいけば、生活保護基準というのは、生活扶助費、それから家賃扶助、そういうのを計算すれば大体二百何十万なんですよね。それは、そういう基準で、今260万ぐらいかな、この辺だったら、そういう基準の中で年収が必要だと、最低生活費としては。それに見合った国保の収入の人たちをピックアップするだけのことなんですけれども、そういうことも当課では把握できないと、そういう言葉で突っぱねるというのは、住民の国保世帯の生活状況をしっかり把握していこうという努力が足りないんじゃないかと思います。

今回この質問をしてるのは、やはり、豊郷の国保世帯、約2,000世帯ほどいらっしゃる。そういう中で、7割、5割、2割軽減世帯が全体の5割強あるという現状の中で、こういった問題を真剣に考えていただきたいと思っています。

これは、まだ委員会がありますので、把握できないというのは詭弁ですので、 委員会までには調査して報告をお願いしたいと思います。

応益割の問題で、免除をというのは、これは、収入が少ない人で、そういった生保基準以下の人に対しては本来は取るべきじゃないんですよ。生活費非課税というのが憲法の原則ですからね。そういった立場をとって、町として、町には減免規定、町長が別途認めるものというのがちゃんと国保、保険税の条例の中にもあるんです。そういったことを町が政策的にやっていくという姿勢は

ないのかについてお聞きしたい。

それと、特別徴収では、本人非課税の人たちが、介護保険の10、今、今年からちょっと増えましたけど、あの中で、第5段階までが非課税だったかな、非課税の人がいますよね、本人非課税。そういった人たちの中で、生保の基準以下の人も、これもちゃんと人数は出せるんです。だから、これも次の委員会のときまでにちゃんと出してください。

それと年金、月1万5,000円の年金収入しかない方というのは、3月末で21人いると。でも、この人たちの中で、段階の中で、町が設定した内規段階の中で、一番第1段階、この段階でない人たちは、一番高い保険料を徴収してる人は、金額は幾らですか、説明してください。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問の方にお答えさせていただきます。国保世帯の人数を委員会までに報告してくださいということですけども、絶対的にちょっとお時間の方が足りませんので、委員会では出せないかと思います。

現時点で、全ての世帯の収入を確認させていただいて、全ての世帯の生活保護基準の計算を算定式に当てていく必要がございますので、おおむね2,000人、1,000世帯ありますので、それは、来週月曜日までに、委員会の方では出せませんので、その点ご了承いただきたいと思います。

介護保険につきましても同様でございます。

減免規定につきまして、申請の方は、減免の相談があれば、当然、申請に基づきまして減免の方をさせていただく形になるかと思いますので、個別にお支払いができない部分に関しまして、申請がありましたら納税の相談等には乗らせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 減免の相談は個別にあったら受けますという話ですが、今までから提案してるんですけど、町の減免規定の要綱を、具体的に、生活保護基準の多いとこで1.4倍、1.1倍から1.2倍ぐらいの収入基準というのをつくっている自治体もありますので、ぜひ、そういった具体的な改正を町として検討していただきたいと思います。

さっき質問した年金1万5,000円の方の保険料の最高額は答えがなかったんですが、それも最後に、そういう要綱の改訂と両方答弁もらえますか。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。生活保護基準の見直しの件につきましては、近隣市町の状況を踏まえまして、今後、検討の方をしてまいりたいと考えております。

介護保険料の最高額につきましては、年間保険料の12段階の方が15万5,520円となります。月額年金収入の1万5,000円の最高額につきましては、第1段階の方に該当しますので、年間保険料3万4,992円となります。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、次の質問。

今村議員 高齢者の健康維持と予防介護に町取り組みを、町長にお尋ねいたします。

1、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が年々増える中、安食南区で、ひとり暮らしの男性が体調不良を民生委員に訴え、町に連絡が入り、介護保険認定審査会の申請する間に孤独死をした悲しい事件がありました。介護保険事業では、介護認定がまだでも、必要と判断すれば、暫定介護サービスを受けることができます。

今後ますますこのような方々は増えますが、町は、どう改善し、対策を講じるのか答弁を求めます。

2番目、第7期介護保険料改定にあたり、町は第6期での借入金を、町一般 財源を支出し、介護保険料に転嫁しなかったことは、高過ぎる介護保険料の引 き上げを抑える大きな前進だと評価します。

わが町は、低所得高齢者が多く、貧困と疾病は表裏一体です。必要な医療や 介護が受けられない高齢者は介護認定を受け、重度化する速度も速いのが一般 的です。

国は、介護保険サービスから要支援1、2を外し、施設入所も介護3以上と 門戸を狭くしています。

豊郷町は、一般施策として2つの通所介護サービスを実施しています。豊栄のさとでの生きがいデイサービスと隣保館でのふれあいデイサービスを拡大することが、自立して暮らせる高齢者を増やし、町の保険介護給付費を減らすことにつながります。

低所得高齢者が多い豊郷町の介護保険料は、県下3番目に高いことは憲法違 反であり、本来は所得に比例して、低い介護保険料、利用料でなくてはなりま せん。

こういう観点から、町の一般施策としての高齢者介護予防対策の充実を求め ますがいかがでしょうか。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の高齢者の健康維持と介護予防に町に取り組みをという 質問にお答えさせていただきます。

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の把握につきましては、民生委員の皆様を通じて情報把握の方を行っていただき、必要に応じて、地域包括支援センター、ケアマネージャーなどから介護保険の申請勧奨を行っているところでございます。

今後も、民生委員の皆様と連携強化の方を図りまして、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

高齢者予防対策につきましては、自立して暮らせる高齢者を増やすことが介護保険給付費の抑制につながることは、議員ご指摘のとおりでございますので、第7期介護保険事業計画と同時に策定いたしました高齢者保健福祉事業計画に基づき、着実に事業の方を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 最初の安食南の亡くなられた住民さんの問題なんですけれども、老人福祉法、 これには、身体的、精神的ないろんな問題があって、必要なときにはいろんな サービスを受けさせなくてはならないというのが書かれているのを受けて、豊 郷町でも、「豊郷町やむを得ない事由による措置要綱」というのもつくってるん ですね。

この要綱では、町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者の皆さんが、必要とされる場合には、介護保険法に規定する通所介護、またショートステイ、いろんなことを町長の措置が、決定があればできるということも書かれてるんですが、この方は、もうしんどいから、ひとり暮らしなので助けてほしいということで民生委員に連絡されて、それを包括支援センターが、介護保険の認定審査会に、1週間ほどありますので、その後にまた対応しますみたいな非常に、豊郷は、介護保険料、県下でその当時、去年は2番目に高いのに、本来あるべき介護サービスが受けられないというのはとんでもない話だと思います。こんなことを、ほかの町民さんが同じようなことが起きたら、これは行政責任で、

介護サービスを受けさせていないというふうに私は考えます。

こんなことをやっている町の介護サービス、保険は問題でありますので、ぜ ひ改善をしていただきたい。

それと、今後の改善策はどうするのかというのも答えがなかった。

それから、生きがいデイサービス、これは豊栄のさとですね。隣保館のふれ あいデイサービス。このデイサービスは、まだ軽度の人たち、まだ自立の人た ち、また要支援の人たち、こういった人たちが利用できる大切な介護予防の場 です。

私、3月議会のときに、町の第7期の介護給付計画は過剰見積もりをしているんじゃないかということを指摘しました。それは地域密着型の認知症のじゅげむの介護通所サービス、あれの見積もりが非常に高かったので、どうしてこう高くなるのかということを今回も非常に疑問に思いまして、お隣の甲良町の同じ7期の介護給付費の中の同じ型の認知症対応型の地域密着型通所介護を調べました。そうしますと、うちの場合は、対象人員の人が1カ月29日、通所介護に通うというようなべらぼうな数値を上げています。これは粉飾じゃないかなと私は思います。そのために全体の介護給付費が非常に高いんですね。甲良の、普通は週2回か3回ですよ。そういうのがべらぼうに高いというのは、これはちょっと異常じゃないかなと。

私、ちょっと、これまた今後調べて情報公開もさせていただきますが、こういった介護本来のサービスは受けられなくて、保険料が高くて、介護予防は十分に行わない、こんな町の介護サービスでは、住民はもう踏んだり蹴ったりなんです。そのことをぜひ認識をしていただきたいんですけれども、本年度、人は増やしましたけれども、先ほど申し上げましたが、ふれあい事業と生きがいデイサービス、これは町の予算も入っていますし、国庫補助もふれあいの方は100万円ほど入っています。ここの人数を倍加していくということが、豊郷の重度化をしていかない、認定者の皆さんの自立度を存続させていく一番の手だてだと思いますが、担当課の方ではどうお考えか説明してください。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。暫定介護サービスの改善 策につきましては、今後、町内のケアマネージャーさんの方にも周知の方させ ていただきまして、暫定ケアプランを組んで、できるだけ早い段階でサービス が受けられるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

ただ、聞き及んでおるんですけれども、今回、お亡くなりになられた方につ

きまして、主治医の方がいなくて、なかなか主治医の意見書が出なかったという実情の方もあったというふうに聞いておりますので、今後機会を捉えまして、 高齢者の皆さんに主治医を持っていただくように、周知の方も図ってまいりた いと考えております。

また、生きがいデイサービス、ふれあいデイサービスの施設側の受け入れで倍加の方はということですけれども、各担当課の方、生きがいデイにつきましては保健福祉課の方ですし、ふれあいデイにつきましては、隣保館を所管する人権政策課の方となっておりますので、各担当課の方と協議して、ただ、施設として受けられるかどうかというところも踏まえて、今後、もし枠が増やせるようであれば、枠の方を増やしていただければなというふうに考えております。以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 枠を広げるのは町の指定なんですよ。人件費補助含めて、一般財源から。それは町長とも相談していただいて、やっぱりここを重視することで、私、今回の7期の介護保険料で、修正案で5,800円出しましたけど、どうも粉飾、この計画ですよね。これでいくと、5,800円なんかは十分にできるような金額ですよね、この計画からいくと。

だから、そういうことも含めて、もっと真摯にちゃんと協議をして、町民の皆さんの高齢期の健康、また福祉を守っていただきたいと思います。それはそれでよろしくお願いいたします。

今村議員 はい、議長。

前田議長 はい、次の質問。

今村議員 条件つき一般競争入札のあり方を問う。町長、お尋ねいたします。昨年度に 実施された豊栄さと駐車場拡張工事、入札について改善すべき点について答弁 を求めます。

> 1番目、町の入札公告で、予定価格の事前公表をしていますが、一般競争入 札なので公表すべきではない。今後は、入札後の事後公表にすべきと思います が、いかがか。

> 2番目、入札参加資格審査における技術資料の提出は、役場企画振興課に持 参のみとなっていますが、郵送または電送に変えることで、事務の簡素化と行 政職員と入札業者との癒着を生まないのではないのでしょか。

> 3番目、設計図書、仕様書の閲覧、契約条項の縦覧、こういったことは、今の豊郷では、豊栄のさと社会教育課となっていますが、これは、町のホームペ

ージでの閲覧に変えるべきです。ホームページから入札情報のダウンロードできる、こういったやり方って、もうやってるとこありますので、そういうのを全部、入札参加したい希望者にとっては、それでちゃんと閲覧もできます。そういうふうに変えることが必要ではないでしょうか。

入札業者間の談合を誘発する危険性と担当課と入札業者の癒着をつくりやすい、こういったやり方は改善すべきです。

4番目、入札執行が、役場3階会議室となっています。郵送か電送入札に変 更すべきである。町は、入札参加業者を一堂に集めて、入札書を封筒に入れず 入札箱に投函させています。会場で、業者間が入札金額のできる可能性があり、 談合を助長する入札執行なので、これも改善すべきです。

この4点について答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番、今村議員の条件つき一般競争入札のあり方を問うについてお答えいたします。

1番目の予定価格の公表についてですが、議員のご質問では、前段では公表すべきでないとおっしゃりつつ、後段では、事後公表すべきとのことで、私としましては、どう理解させていただいたらよいのか判断つきかねますが、予定価格の公表時期については、一般競争入札と指名競争入札とで運用に差をつけることに特別の意味があるようには思われませんし、昨年の議会でも何度かお答えさせていただいたとおり、過去の談合裁判の結果を受けてのことですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2番目の入札参加資格申請の郵送についてですが、途中で行方不明になったり、期限に間に合わなかったりして、送ったけれども届いていないということが原因で、入札に参加できなくなるという事態を避けるため、また、電送ですと、それを印刷してとじる作業で逆に事務が煩雑になりますので、現在のところは考えておりません。

3番目の設計図書の配付につきましては、単純な書類でしたら、PDF化してホームページ上での公開も容易ですけれども、大きな図面等の場合は電子データ化も困難であり、また参加資格のある方が見ていただければよく、広く一般にお知らせする内容ではありませんので、現在のところは考えておりません。

また、2番目と3番目に共通することですが、窓口に書類の提出や受領に来られ、短時間に必要なやり取りをするだけで、職員やほかの来客の目や耳がある状況で癒着が生まれるとも考えられません。

次に、4番目の入札書の投函についてですが、封筒に入れないのは、単に開ける手間を省くという事務の簡素化を行っているだけで、実際に、入札会場でごらんいただけると理解いただけると思いますけれども、業者間で金額を確認し、入札書の書きかえができるような状況ではありません。仮に金額が見えて書き直しを試みたとしても、入札書だけではなく、積算内訳書の書き直しも必要になってきますので、とてもではありませんが、そのような時間的余裕もありません。議員のおっしゃるような談合を助長するような制度ではありませんので、変更の予定はありません。

以上です。

でやっておられます。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 課長は、前回、そういう質問したときと同じ答弁を繰り返しましたが、私が、 なぜ、今回、これまだ言わなきゃいけないなと感じたかと言いますと、この予

定価格については、私が言いたいのは、事前公表はするなということです。終わってから公表するようにということで、隣の愛荘町の入札と執行の管理課の方でもちょっと調査をしてまいりましたが、あそこは、3,000万以上の一般競争入札においては、電子入札を行っております。それで、予定価格は事後公表としております。それはなぜかと言えば、この条件つきという人たちは、ほかのところでも参加資格が条件ついて、今回でも建設工事の審査実行評定700点以上、建設工事の種類、土木一式、総合評価評定値が800点以上ということは、県下のあちこちで同じようなことしてるんですよ。だから、そういう人たちだから、電子入札にして、全てはホームページから専用のカードでダウンロードしてもらうと。事務量も減りますと。業者は入札に入りたいから、全部それを自分の資料はそこからとればいいんですと。審査はして、あなたは的確じゃないと、はまりませんよというのは通知しますと。最終的には、その電子、中に、1日前に応札をしてもらって、開札は次に日に行うという形

なぜ、私、今回、これを強調したいのかといえば、この情報公開で請求して 出てきました、町の場合は、先に予定価格を公開していますので、当然、入札 者は最低制限価格で争うという形になるんですね、そうなると。その最低制限 価格は、うちは変動型最低制限価格というやり方をつくっていまして、それは、 その入札者の平均値、下から半分の人たち、その人たちの平均値の 0.9 という やり方をとってるんですが、これも今回の入札で見ると、非常に僅差で下から 並んでるんです。これは、ここまで僅差で並ぶということは、なかなかの至難 のわざですわ。

それと、この変動型最低制限価格というのは、業者の営業努力が報われない んですよね。うちはこれだけ企業努力して安くしてるのに、できるからこうや って札入れてるのに、結局取れなかったというとこもあるんですよ。

そういうので、愛荘では、もう今はやってませんと言ってましたが、この中 身を見てると、これは一部応札業者で談合した疑いは持っても仕方がない応札 状況だなと思います。

こういったことをなくしていって、自由競争と公平な入札をするためには、 一般競争入札からは、ちゃんと電子メール入札という形に切りかえて、町とし ても入札改革をすべきだと思いますが、この点について、再度答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをしたいと思います。予定価格の公表について、議員のご質問の意図につきましてはご了解させていただきます。ただ、先ほどもお答えさせていただいたとおり、一般競争入札と指名競争入札とで運用に差をつけることに特段の意味はないと思いますので、現行のまま行っていきたいと思っております。

また、電子入札のことに関しましてですが、電子入札、確かに便利なことも 当然存じ上げております。県内でも導入されている自治体も増えてまいりまし た。また、商工会等ともお話をしておりますと、業者さんの方からは、してい ただく方がいいというご意見もあるようには聞いております。ただ、町といた しましては、できるだけ広く一般から募集するということも大事ですけれども、 町内業者の育成という観点から、町近隣で、できれば町内業者さんの育成をし ていきたいということで、あえて持参というか、役場と行き来のしやすい方を 選んでいるような状況もありますので、その点との両立、どこでバランスをと るかというところも問題がありますけれども、ご理解をお願いしたいと思いま す。

以上です。

今村議員 はい。

前田議長 今村さん。

今村議員 基本的なとこが、非常に観点がずれてると思うんです。公金で行う公共工事におきまして、町内業者を優先してやるという問題ではないですよ。まして一般競争入札ですから、金額は高いんですよ。こういった中で、談合を容認するような、また自由競争を阻害するような、また、関係職員が業者と接見するよ

うな、こういう場面を増やすような、この入札行為をやってること自体が、私 は非常に問題だと思います。

愛荘町に、前回も言いましたが、1回、管理課に行って勉強してきてください。私は、その方が町民にとって、無駄な公金支出が行われないと思いますので、そのことをぜひ考えてください。

今村議員 はい、議長。

前田議長 次の質問。

今村議員 若者世代の輝くまちを、町長、教育長にお尋ねいたします。

近年、新興住宅地も増え、活動的な若者世帯も増えています。こういう方々が町内で、例えば、旧豊郷小学校群や豊栄のさとなどでフリーマーケットやイベントをしたいときには使用料金は無料にして交流、活動の場を積極的に提供することが、若者世帯を豊郷で増やすことにもつながりますが、いかがでしょうか。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番、今村議員の若者世代の輝くまちをについてお答えをいた します。

議員のおっしゃるように、若者世代が活躍していただくことは大歓迎で、ぜひ、町内の施設を利用していただきたいと考えております。使用料につきましては、個人的には議員のおっしゃるように無料にできればよいとは思いますが、施設の開け閉めにかかる人件費、電気代、上下水道代など、利用していただくことで経費が発生しております。これも、やはり皆様の税金でございますので、やむを得ず使用料をいただいているもので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、使用料につきましては、町内在住の方や町内に所在地を置く法人及び 団体の方は、非常に安価に利用していただけるよう減免を行っておりますので、 その適用が受けられるように借用していただければと考えております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 利用料のところで減免規定がありますけど、隣保館長が認めれば無料にでると書いてありましたよね。だから、ぜひ、それは若者の皆さんの活動を支援するためにやってください。

今村議員 はい、議長。

前田議長 次の質問。

今村議員 続きまして、夏休み学童保育事業の充実へ、教育長にお尋ねいたします。

今年度から1年を通じて6年生までの受け入れをするようになりました。特に、夏休みは、1日保育をするので、指導員体制の増員、保育環境の整備充実は不可欠です。以前も提案しましたが、現在の両小学校、学童保育に加えて、豊郷町児童館での夏休み学童保育の実施を求めます。現在は、放課後に時々遊び場として使用されていますが、この施設は室内遊戯室や休憩、休息のとれる畳の部屋、また学習室、調理室があり、さらに施設の横には運動場があります。特に活動量の多い高学年の児童には最適の施設です。指導員の確保も、待遇改善を含めて、早目に募集をして、共働き家庭の支援をしていただきたいと考えますが、答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員の夏休み学童保育事業の充実へのご質問にお答えします。今村議員 のおっしゃるとおり、特に夏休み期間中は子供たちの受け入れ人数は大変大き くなりますので、指導員の確保など、対応に苦労する面があるのが現状です。 このことから、夏休み期間の指導員を増員確保したいと考え、既に大学等に学生アルバイトを含め募集を行っているところでもあります。

議員のご提案の児童館使用につきましても、条件が整えば、そうした選択肢もあるものと考えます。ただ、現状としましては、募集をしても、なかなか指導員の応募がないなど、来ていただけない状況があることから、実施場所を分けての運営というのは、今のところは難しいと考えております。

こうしたことから、現在の実施場所に加えて、新たな場所を夏休み期間中だけでも確保できないか、両小学校に打診をし検討しているところですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 再質問です。今年は登録している両クラブで130人ぐらいになるんですね。4年から上の6年生までの高学年と、低学年1年から3年生までの生活スタイルは、活動量も全然違うんです。だから、やっぱり大きい子は伸び伸びと活動できる施設が必要ですし、でも、小さい低学年の児童さんにとってみれば、大きいお兄ちゃん、お姉ちゃんがすごかったら、やっぱり萎縮するんです。それは指導員も困るんですよ、2つを同時に管理していくというのは。

だから、そういう面では、せっかく町が持ってる施設ですし、ぜひ、有効活

用をして、夏休み期間中、伸び伸びと学童保育で、安心して預けられる、子供 さんにとっても環境としても必要ですし、親御さんにとっても、そういうこと も願っておられますので、ぜひ検討して、今年は実施をお願いしたいと思いま す。

今村議員 はい、議長。

前田議長 次の質問。

今村議員 最後の質問になりました。固定資産税の納期限前納報奨金の存続をということで町長にお尋ねいたします。

先の3月議会の委員会の中で、税務課長は、この前納報奨金は来年から廃止 する予定と発言がありました。

給料は上がらない、年金は下がる中、町民は暮らしにくくなる一方です。この報奨金は、わずかですが、一括に支払えば節約になると払っている町民は少なくありません。納税意識の啓発にもつながりますが、なぜ廃止をするのか、答弁を求めます。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の固定資産税の前納報奨金の存続をについてお答えいたします。

固定資産税の前納報奨金の廃止について、西澤議員から、平成29年9月議会で一般質問がございました。滋賀県下で、当町のみが制度を存続している状況から、今後、廃止に向けて検討すると答弁いたしました。前回、議会や委員会でも報告させていただいたとおり、個人の前納報奨金の収納率については、10人に6人の方が全期前納している状況にあり、議員のおっしゃるとおり、町民の節約という観点ではいい制度だと考えておりますが、裕福な家庭について優遇される制度でもあり、賛否両論でございます。

報奨金については、先ほど申し上げましたように、県下で豊郷町だけでございますので、廃止する方向で考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 これは町の町税条例の中で、この前納報奨金のことが明記されてるんですね。100分の0.3で上限が5万円。だから、家と家の土地とか、その程度の人たちはせいぜい何百円の世界なんですよ。今、高額所得者が得をしてると言うんでしたら、この上限の5万円を下げたらいいんじゃないですか。皆さんは、そのわずかなこの前納報奨金でもありがたいと思ってるんですよ。だって、消

費税、また上げるとか何とか言うてる中で。

そういうときに廃止して、そういう人たちの恩恵をたくさん被っている人たちが不公平だというのは、本末転倒の論議ですよ。ぜひ、私は、上限を下げるのは当然やと思います。でも、この前納報奨金の存続は町民の過半数の人の願いですよ。そういうことに応えない町政では、私は、本当に町民の暮らしを見てるのかと言いたくなります。町長でも課長でもいいですし、答弁求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再質問にお答えします。これは、今までどこでも前納報奨金がございました。しかしながら、やはり公平性に欠けるということで、全国的に廃止の方向になってきたわけでございます。滋賀県でも、ここ数年前まで二、三ありましたけども、ほとんど改正されて豊郷町だけになったということで、やはり、公平な観点からそういう形にさせていただきたいということで、課長の方も答えたのであります。

以上です。

今村議員 はい。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 公平な観点を持てば、この規則の条例の中の改正で十分でできると思うんです。町長にも申し上げますけれども、豊郷で、そういう財源がないというわけでもないんですから、こういったことは、町民福祉として、町民の暮らしを応援する町政として存続を願いたいと思います。再検討をよろしくお願いいたします。

以上でいいです。

前田議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後3時36分 散会)